

平成27年第4回上富田町議会定例会会議録

(第2日)

○開会期日 平成27年12月10日午前9時30分

---

○会議の場所 上富田町議会議事堂

---

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員（12名）

1番	松井孝恵	2番	谷端清
3番	樫木正行	4番	奥田誠
5番	九鬼裕見子	6番	山本明生
7番	大石哲雄	8番	畑山豊
9番	沖田公子	10番	榎本敏
11番	木本眞次	12番	吉田盛彦

---

欠席議員（なし）

---

○出席した事務局職員は次のとおり

事務局長 平田隆文 局長補佐 十河貴子

---

○地方自治法第121条による出席者は次のとおり

町長	小出隆道	副町長	山本敏章
教育長	梅本昭二三	会計管理者	笠松眞年
総務政策課長	福田睦巳	総務政策課員	川口孝志
総務政策課企画員	森岡真輝	総務政策課員	水口和洋
総務政策課企画員	撫養充洋	税務課長	山崎一光
税務課企画員	橋本秀行	産業建設課長	植本敏雄
産業建設課企画員	三栖啓功	産業建設課員	中松秀夫
住民生活課長	原宗男	住民生活課員	坂本  厳
		企画員	

住民生活課 企画員	栗田信孝	住民生活課 企画員	田上貴子
住民生活課 企画員	木村陽子	上下水道課長	植本亮
上下水道課 企画員	菅谷雄二	教育委員会 総務課長	家高英宏
教育委員会 生涯学習課長	藪内博文	教育委員会 生涯学習課 企画員	谷本芳朋

---

### ○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第 78 号 紀南地方児童福祉施設組合規約の変更に関する協議について
- 日程第 3 議案第 79 号 上富田町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第 80 号 上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 81 号 上富田町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 82 号 上富田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
- 日程第 7 議案第 83 号 上富田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 84 号 上富田町歴史文化的景観保全条例
- 日程第 9 議案第 85 号 平成 27 年度上富田町一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 10 議案第 86 号 平成 27 年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第 1 号）
- 日程第 11 議案第 87 号 平成 27 年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第 2 号）
- 日程第 12 議案第 88 号 平成 27 年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第 1 号）
- 日程第 13 議案第 89 号 平成 27 年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予算（第 1 号）
- 日程第 14 議案第 90 号 平成 27 年度上富田町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 15 議案第 91 号 工事請負変更契約の締結について（平成 27 年度 第 1

号 高速道路推進事業大内谷南紀の台線新設工事)

△開 会 午前9時30分

○議長（奥田 誠）

皆さん、おはようございます。本日もご苦労さまです。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成27年第4回上富田町議会定例会2日目を開会します。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

---

△日程第1 一般質問

○議長（奥田 誠）

日程第1 一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

8番、畑山豊君。

畑山君の質問は一括方式です。

1、上富田町における第70回国民体育大会について、2、国体を契機とする今後のスポーツ振興についての質問を許可します。

○8番（畑山 豊）

皆さん、改めておはようございます。

久しぶりに一般質問を申し込んだところ、一番くじという幸先のええくじを引かせていただき、一般質問させてもらいます。

私にとって、ことしは大変波乱な年であり、4カ月ほど入院するようなけがをしましたが、その間、大変皆さんには迷惑をかけ、またお世話をかけましたことを心より厚く御礼申し上げます。

それでは、一般質問に入らせていただきます。

第70回紀の国わかやま国体・わかやま大会が選手団の奮闘、活躍と官民一体となったサポート体制で総合優勝に輝き、無事終了したことは記憶に新しいところでございます。我が上富田町でも4つの競技が行われ、町民挙げて大会の運営や来場者のおもてなしなどで、心に残るスポーツ大会となったものと確信をしております。

さて、上富田町では、今後も非常に厳しい財政状況が続くものと予想されておりますが、第4次総合計画の中で、生涯スポーツの振興として、1つ目、地域スポーツの振興、そして2つ目、合宿等の誘致や大会の実施、3つ目はスポーツ施設の充実を挙げております。

そこで、今回の国体を一過性のものとして捉えることなく、今後のスポーツ振興や町の活性化などにどのように生かしていくかについて、幾つかお尋ねしたいと思います。

まず、1番目に、今回の国体を総括する意味で、大会運営において施設面やボランティア等の確保並びに配置等における問題点や、また反省点はなかったのか、そして、来場者数やそれに伴う経済的な効果はどの程度のものであったのか。

そして、2番目に、国体を契機として、今後のスポーツ振興や町の活性化を図るため、その1つとして、町民のスポーツ施設の利用を促し、地域スポーツの振興と健康管理などにどのように関連づけ、どのような取り組みを行っていくのか、また、2つ目、町内外の人的交流促進のため、広域的なスポーツ大会や合宿の誘致活動をどのように展開していくか、これに伴う財政的な課題はなかったのか、そして、最後に、スポーツ施設の今後の整備計画等について、どのような考え方をお持ちであるのかをお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（奥田 誠）

町長、小出君。

○町長（小出隆道）

8番、畑山議員の一般質問にお答えします。

畑山議員の質問方法は一括方式でございます。私から、私が感じたことを答弁し、全体的なことについては担当より答弁させますので、よろしく申し上げます。

畑山議員は、上富田町における第70回国民体育大会についてと、国体を契機とする今後のスポーツの振興についてでございます。

紀の国わかやま国体は、天候にも恵まれまして、町内外のボランティア、これ町内外というのは上富田町の人もありますし、県職員というような格好で町外の方もございます。また、議員さんの各位の参加をいただき、成功裏に終わったということの判断はさせていただきます。厚く御礼を申し上げたいと思います。

他の市町村の方々や競技団体の方々から、上富田町は既に大きな大会の経験があり町職員とボランティアの連携がいいと、こういう評価をいただいたりとか、運営について、責任者決めたですけれども、てきぱきと、強いて言えば印象に残るというような格好で評価をいただいております。また、運営そのものにつきましても、競技団体の方とスムーズに連絡とれたというような判断しております。

一方、上富田スポーツセンターの競技施設は、全体的に大会仕様でない。一例でいいましたら、スタンドが少ないよ、本部とかが少ないということもございまして、これについてはリースへ発注しております。そういう中でございまして、上富田町はこのリー

スの会社の誠意あることで、全て問題なしと思ったんですけども、この間、ほかの会場では、例えば突風が荒れて、このテントが潰れて競技種目を小さくしたというようなことがありますけれども、こういう形の一つの、スポーツセンターの規模については問題残ったかなと思います。大会に対するスポーツセンター。

もう一つは、やはり駐車場が少ないことがございまして、シャトルバスを動かしたわけですけども、この運転間隔が短いよ、いずれもこの2点等につきましても、この大会をするために通ししようと思ったらできるんですけども、やはり問題がある。財政的に問題あるということがございますので、これは我々としては、反省するべきものはしますけれども、やはり財政的な形の中では、今のようなことが最適であったんではなかろうかという、こういう認識しております。

上富田町のスポーツセンターは、基本的には、やはり合宿とか練習用に今後とも整備する、大会するために大きなスタンドするとなりましたら、何億円もかけて、1年間に1回か2回しかしないのに、そういう費用するんかということになりましたらやはり問題が出てくるということのご理解をいただけるようお願いしています。

また、この間、経済的なことにつきましても、弁当の配食数とか宿泊者のことにつきましてもはさきの常任委員会で報告していますが、来場者数、経済的な効果につきましてもは担当より説明をさせますので、よろしく願いいたします。

今後に関してどういうふうにするかということで、既に幾つかの大会の合宿の誘致はしております。例えば、東京オリンピック・パラリンピック、その前におきますワールドカップのラグビー、また、ねんりんピック等行いますけれども、こういうものにつきましても、町は県と協議してしたいという考え方を持っております。ただ、合宿の仕様が、このインターナショナルの大会になりましたら、やはり球技場の照明とかそういう問題出てくるので、今後につきましてもやはり、こういう財政的な負担と競技場の問題と、それで実際、全国の中でそういうものができるかできんかということもございまして、今後検討させていただきたいと思います。

先日も1点、こういう団体あったんです。日本サッカーを通じて地域の活性化を図る首長の会というのがございます。入っております。この役員にも就任をさせていただく予定になっているんですけども、ここでは、やはり日ごろからサッカーを通じて文化活動、これは上富田町はしております。各小学校へ、サッカー協会来てしやるというようなこともございますので、こういう協議会へ入ってするというようなこともございます。

また、オリンピックとパラリンピックのことについても、この間会議行ってきたんです。ここへは、一例ですけども、高野町長も行ったあるよ。なぜ高野町長が行ったか

といったら、スポーツではなしに観光という面から捉えて、できたら来ていただく機会を捉まえて、高野山へもお参り、要するに観光していただくというようなことを勉強したいということで来ておりました。今後、こういう大きな大会につきましても、広い目で見て、経済的なこととか文化的なもの、これを結びつくようなことについて、職員ともども検討しますので、今後その都度、また担当委員会で説明しますので、ご理解をいただけるようお願いしたいと思います。

詳しいことにつきましては、教育委員会の担当より説明させます。

#### ○議長（奥田 誠）

教育委員会生涯学習課長、藪内君。

#### ○教育委員会生涯学習課長（藪内博文）

おはようございます。よろしく申し上げます。

8番畑山議員さんの質問にお答えします。

まず初めに、紀の国わかやま国体・わかやま大会、多くの町民のご支援と関係機関やボランティアのご協力をいただき、また大変天候にも恵まれ、大きなトラブルもなく、無事盛会に終了いたしました。町民の方や関係者の皆さん方には、改めましてご協力に感謝を申し上げます。また、議員各位におかれましては、国民体育大会の運営に当たり、一般ボランティアとしてご協力いただき、ありがとうございました。

それでは、質問の1点につきましては町長が答弁しましたので、省略させていただきます。

2点目の上富田町への来場者数、経済的な効果についてのご質問でございます。

紀の国わかやま国体では、監督、選手約2,280人、競技役員、補助員で約2,400人、一般観客約7,400人、町職員が約660人、ボランティア約600人ほか、消防、警備等で約200人で、合わせますと約1万3,500人の来客がありました。また、紀の国わかやま大会では、監督、選手約1,120人、競技役員、補助員約1,150人、一般観客730人、町職員340人、ボランティア約350人ほか、消防、警備等約30人で、合わせますと延べ3,700人の来場者数となっております。開催に当たり、多くの方が上富田町に訪れ、スポーツを通じて上富田町の魅力に触れていただいたものと思っています。

また、国民体育大会開催の経済波及効果について、和歌山県の紀の国わかやま国体・わかやま大会の経済波及効果は約810億4,000万円、また、近畿地域では、約1,061億7,000万円と報告されています。上富田町の経済波及効果については、実質的な推計を行ってなく、金額的な数値は算出していませんが、国民体育大会の開催に当たり、施設の整備費、運営経費、選手・関係者の宿泊費、弁当代、企業からの協賛品

等の消費支出が見込まれ、ある一定の経済効果はあったと捉えてございます。ちなみにですが、参考です。これはあくまでも職員目線での町経済波及効果は約1億円程度と推定しています。

続きまして、国体を契機とする今後のスポーツ振興について、町民のスポーツ施設の利用促進についてのご質問でございます。

上富田町スポーツセンターの利用状況は、平成25年度で約7万6,000人、平成26年度では約9万人の方が利用され、年々増加傾向となっております。利用に当たっては、上富田町を含めた紀南地方の利用が約6割で、スポーツ少年団体や中学校体育連盟、高等学校体育連盟、一般スポーツ団体の利用となっております。近年では、県内外から多くのアスリートを迎え、各種大会や合宿の誘致に取り組み、スポーツ交流を通じてスポーツの振興と地域の活性化を図りながら、施設の利用促進に努めるものです。

また、町民の利用に当たっては、体育協会、スポーツ推進委員、くちくまのクラブ「SEACA」の協力をいただき、スポーツに親しみ、楽しんでいただく機会を設けるとともに、町内の各スポーツ団体、スポーツ少年団、各クラブ、学校など、各種スポーツ競技大会、研修会、教室を開催するなど、地域スポーツの振興と住民の健康維持増進に寄与できるよう、スポーツ施設の利用に取り組んでいるところでございます。

今後も生涯スポーツを推進する上で、スポーツに関心を持ってもらい、スポーツ交流を通じて地域スポーツ振興に、また、青少年の健全育成につなげ、施設の利用促進に取り組んでいきたいと考えてございます。

続きまして、スポーツ大会、合宿等の誘致活動についてのご質問でございます。

現在、町では、スポーツ観光推進協議会を立ち上げ、スポーツ観光の推進に取り組んでいるところです。上富田スポーツセンターは、野球場、球技場、多目的グラウンドなど、大きな大会やキャンプが可能な施設です。和歌山県を代表するスポーツ施設となっております。この施設を活用して、県内外から多くのアスリートを迎え、スポーツ交流を通じてスポーツの振興と地域の活性化を図るものです。各スポーツ大会、合宿を誘致することで、上富田スポーツセンターを利用いただき、町内の仕出し屋さんで弁当をとってもらい、また、町内の宿泊所で泊まってもらうことで、町内の消費量を上げ、経済の活性化につなげる取り組みを行っています。こうした誘致活動を通じて、地元スポーツ少年団等への教室を開催し、競技力アップを図るなど、スポーツの振興にも大きな効果があると考えています。

現在、スポーツ大会、合宿等の誘致活動として、野球関係では実業団の西濃運輸、大学では佛教大学、桃山学院大学、サッカー関係では、実業団のSP京都、トッププロのツエーゲン金沢、また、ラグビー関係ではトップリーグのNTTドコモ、近鉄ライナー

ズ、学校関係では御所実業高校、大阪朝鮮高校など、多くのチームの誘致活動を行っています。ほか、近畿圏内の各大学を訪問し、上富田スポーツセンターのPRにも努めています。そのほか、上富田町スポーツ観光推進協議会主催の大会として、サッカー競技、ラグビー競技、軟式野球競技大会をそれぞれ開催し、スポーツの振興と誘致活動につなげているところです。

今後もスポーツ大会、合宿等の誘致に当たっては、財政も大変厳しいところで、体育協会スポーツ交流基金や町合宿事業助成の活用を図りながら、誘致活動に取り組んでいきたいと考えます。

続きまして、今後のスポーツ施設の整備計画についてのご質問ですが、現在、上富田スポーツセンターは、指定管理者制度により、特定非営利活動法人くちくまのクラブにより管理運営されているところです。スポーツセンターも建築後約20年が経過し、老朽化が進んでいます。紀の国わかやま国体の開催に当たり、ある程度の施設整備は図られましたが、必要に応じ改修、整備しなければならない箇所も多々ございます。例えば、イベント広場の外周塗装、人工芝の張りかえ、天然芝の養生、駐車場の確保など、施設整備には多額の費用が発生すると見込んでいます。

ご質問のスポーツ施設の整備計画について、特に計画等はありませんが、今後、上富田スポーツセンターの利用促進を図る上で、県内外から多くのアスリートに利用、活用されやすいような施設整備も必要と考えます。なお、財政状況も大変厳しいところです。施設整備等改修に当たっては、各年度において、各種の補助金の活用を生かしながら、随時取り組んでいきたいと考えてございます。

以上です。

#### ○議長（奥田 誠）

以上をもって、8番、畑山豊君の一般質問を終わります。

引き続き、一般質問を続けます。

5番、九鬼裕見子君。

九鬼君の質問は分割方式です。

まず、移動手段を持たない方への対策についての質問を許可します。

#### ○5番（九鬼裕見子）

おはようございます。

通告に従って発言させていただきます。よろしく願いいたします。

移動手段を持たない方への対策について。

住民の移動手段を守る公共交通の確保について。

今、高齢化が進む中、気軽に買い物に行けず困っておられる方、また、自分で歩いて

買い物に行っても、「荷物を持って坂道を帰るのは身にこたえる、もうしんどいわ」と話されています。今まで自分で頑張ってきた方が年齢とともに身にこたえるようになるのは当然のことです。高齢化に伴う移動手段として、全国的にも公共交通の確保は重要になってきています。

少し、地方議会人11月号から引用させていただきます。国土交通省の報告ですが、「平成25年に施行された交通政策基本法は、日常生活等に必要不可欠な交通手段の確保と、まちづくりの観点からの交通施策の促進、関係者相互の連携と協働の促進といった基本理念を具体化するため、平成26年11月、地域公共交通活性化再生法が一部改正されたとのことです。この改正では、地方公共団体が中心となり、まちづくりと連携し、公共交通ネットワークの再構築を行うことができる。地域全体の公共交通の利便性、効率性を向上させつつ、実施計画を策定した上で、地域公共交通再編事業ができるようになった。また、地方公共団体の地域戦略に即して、地域公共交通ネットワークの取り組みを支援していくことになっている。また、公共交通の効率化と並んで、利用者利便性の向上による利用者の確保も不可欠である。そのためには、地域公共交通網形成計画等策定する際、利用者や住民のニーズを的確に把握し、公共交通についての当事者としての認識を醸成していくことが不可欠である。2013年に施行された交通政策基本法では、交通が国民の自立した日常生活及び社会生活の確保、活発な地域間交流を実現する機能を有するという基本的認識が示され、市民の生活と交流を支えることが交通政策の目的の一つであり、地域公共交通が果たす役割として位置づけられる」としています。

そこで、私の質問ですが、上富田町は早くからコミュニティバスを導入し運行されていますが、今現在はバス停までの距離が遠かったり、高台に住む方は幹線道路から離れていて利用が困難といったことが続いています。住民の皆さんが高齢になっても、いつまでも元気で活躍されることは、上富田町にとってもうれしいことだと思います。自分で気軽に医療にかかったり、買い物に行ったりすることで、人とのかかわりを持ち、交流も深まります。

社協と地域の方の努力で、先日から根皆田でもカフェが開かれるようになり、たった月に1回ですが、皆さんはとても喜ばれています。そういったことから考えても、移動範囲が広がれば、もっともっと皆さん元気で楽しみがふえます。住民の方々が安心して地域で住み続けられるためにも、住民の足を守るといった観点からも、そろそろ見直しの時期ではないかと考えますが、その点についての答弁を求めます。

第2点目ですが、住民の声に耳を傾ける取り組みをしてはどうかということで、今回、10月に地方自治を生かした交通政策をつくり上げた長野県木曾町へ議員視察に行ってきました。これは、事前学習でも知ったことですが、当時の町長は、「公共交通はまち

づくりのあらゆる施策の分野に共通した土台となるインフラである」という理念で、住民参加のもと、命の交通網として生活交通システムをつくり上げたとのこと。また、近隣の串本町でも、バス廃止に伴い、住民の足の確保に取り組み、14カ所の地域ごとに3回ずつの懇談会を開き、住民の声を聞き、検討を重ね、他の市町村を参考に職員がみずからマイクロバスを走らせ、バス停の場所、時刻表等策定されたそうです。串本は10月からの取り組みで、予想より利用があり、運賃収入も上がっているとのことでした。今は試運転で、半年後、住民との話し合いで再検討し、改善するところは改善し、本格的な運行をしていくとのことでした。

実際にバスに乗ってみましたが、住民の方は、病院への通院と買い物の利用でしたが、行きも帰りも利用されている小型車両の利便性を感じました。交通権の保障は全国的な問題となっていますが、住民の声をくまなく聞き、取り組みに反映しています。上富田町はコンパクトのまちとしても、そういった取り組みや、交通網にしても改善しやすいのではないかと思います。また、どの地域に高齢の方が何人住まわっていて、その方々がどうされているか把握可能かとも思いますので、今後、困っている方の声に耳を傾け、皆さんが気軽にお出かけできる取り組みをしてはどうか、そのことが、高齢になっても安心して地域で住み続けられる第一の条件ではないかと考えますが、どうでしょうか、答弁をお願いします。

○議長（奥田 誠）

答弁願います。

町長、小出君。

○町長（小出隆道）

ただいまの初めの質問の中で、再生とか再構築という言葉があったと思うんです。私は、再生とか再構築というのは、以前に何かあって、それをもとへ戻すという解釈をさせていただきたいと思います。そういう意味におきましては、この地方の路線バス、例えば、明光バスとか龍神バス、それ以前にはJRバスあったんですけども、まず、JRがこの付近から撤退したという問題がございます。その次に、明光バスとか龍神バスも相当路線数とか本数を減らしたという経緯がございます。現在の運行しやる中でも、上富田町は付近市町村並みに助成はさせていただいている実態があるということのご認識をいただきたい。

そういう中で、上富田町はご存じのように、平成13年からそれを賄うためのコミュニティバスを運行しやるということ、まず一つはご了解をいただきたいと思うんです。その次に出てくるのは、このコミュニティバスの大きさ、この大きさについては、小さくするとか大きくするというわけにいかないんです。なぜならば、上富田町の場合であ

りましたら、朝2台しか赤バスないよ、そいで明光バスの厚意によって、通称青バスというような呼び方していますけれども、小学生を軸に、交通の手段として利用しやると。これを小さくするというような格好になりましたら、やはりそのところでマイナスの面が出てくるというようなことが生まれます。

ご存じのように、串本町のケースとか、先ほどお話ありました長野のケースについても、職員ともども、これは極端に言うたら検討はされております。串本町の場合は、これは、熊野交通のバス路線が廃止したということで、小さなバスにしてその運行回数しやるんよ。ほんで極端に言うたら、木曾の場合もそういう形の中で、小型バスがしやるというようなことも実態もございます。

私はいつでも「夢ないな」と言われるんです。財政の話をしぐすとされるんですけども、私の手腕としましては、手腕というより行政の手法として、やはり財政を無視した中で物事を語るということはできないと思っております。できましたら、このコミュニティバスを2台運行するだけでも相当町の負担をしやるということのご理解いただきたい。

これ、極端な例言いましたら、九鬼裕見子議員が言われるような格好の運行しようと思ったら、小型のバスが必要になってくるように思うんです。その小型のバスの購入費とか、運行の経費、そういうものにつきましては、今以上にまちの負担になるということになりましたら、何らかほかのところの、いうたら財政を削って捻出する必要が出てくると思うんです。そのことをご理解してください。例えば、学校給食について、今四苦八苦しやるけれども、学校給食をやめてでもこれをせえというならば検討はしますけれども、これもせえ、あれもせえというような格好の財政というのは難しいというご理解いただきたい。

そこで考えられるのはあるんです。そこで考えられるのは、住民の方が自主的にNPOというようなボランティアの組織つくっていただいて、役場の相当車ある中で運行しない車、例えば、学童保育でしやるマイクロバスあるんです。これはもう極端に言うたら学童保育の時間帯以外は使わないというのは実態なんです。実際は使っていますけれども。そのバスで、極端に言ったらボランティアの方が運行し、燃料については、極端に言うたらその運賃で賄うというような格好で、財政負担がかからん方法があるとするならば、それは検討する余地があると思うんですけれども、何もせえ、彼もせえではなしに、少しはやはりまちの財政を考えて物事を考えるというようなことが必要になると思うんです。できたら九鬼裕見子さん、今のコミュニティバスの大きさとか役場の保有した車を考えて、NPO法人でも立ち上げて、するという気になっていただいたら我々としても検討の余地があるということを申し添え、あとは担当より答弁をさせます。

以上です。

○議長（奥田 誠）

総務政策課企画員、撫養君。

○総務政策課企画員（撫養充洋）

おはようございます。

5番、九鬼裕見子議員さんのご質問にご回答します。

一部、町長の答弁と重複するところもございますけれども、ご容赦いただきたいと思っております。

まず、住民の声に耳を傾ける取り組みをしてはどうかというご質問に対してでございますけれども、上富田町におきましては、現在、公共交通について議論する組織としまして、上富田町の地域公共交通会議、あるいはくちくまのコミュニティバス検討委員会というものがございまして、随時開催しておるところでございます。構成員としましては、町内会連合会の代表の方々もいらっしゃいますことから、町内会としてご意見をご提供いただくことによりまして、時勢に応じた公共交通のあり方を検討するということも可能となっております。また、町政報告会につきましても、毎年各地区で開催しておるという状況でございますので、その場にご参加ぜひいただきまして、町政に対するご意見をいただくというようなことを頂戴できましたら非常にありがたいというふうに考えてございます。

それから、新たな取り組みといたしましては、今年度から市ノ瀬地区におきましては、地域住民の発案におきまして、地方創生事業に関する勉強会というものが立ち上げられてございます。地域のさまざまな方がメンバーとなって活発に議論されておるということで、町としましても職員を出席させていただきまして、交通政策づくりも含めて、地域における種々の課題の解決に向けて、地域の皆様と一緒に取り組んでいきたいというふうに考えておるところではございます。各地域でどういうまちづくりを目指すのか、住民みずからが考えて行動を起こす機会を持つということで、地域の活性化に真につながるものではないかというふうには考えておるところでございます。

これから、市ノ瀬以外の地区におきましても、決して行政主導ではなくて、自分たちの地域は自分たちの力で、やはり活力を見出していく、地域住民が主体となって、地域の交通につきましてもやはり自分たちでつくって守っていくという意識を醸成することが必要ではなかろうかということで、住民の皆様、あるいは町、また、運行している事業者の3者で議論しながら、将来にわたって各地域において最適で持続可能な交通体系の整備を検討してまいりたいというふうに考えてございますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

また、コミュニティバス現在運行している2台につきましては、導入してからもかなり時間がたっておるといふところもございますので、車両の更新というのをまた検討する必要が出てこようかと思ひます。またこれにつきましても、更新の際には、やはり利用される住民の方々のご意見というものが非常に大事かと思ひますので、またそのいただいたご意見などを反映させながら、どのようなコミュニティバス制度を取り組んでいくのが適切か、また判断してまいりたいというふうにご考慮してございまして、ご理解のほうよろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（奥田 誠）

5番、九鬼裕見子君。

○5番（九鬼裕見子）

いつも町長は、何か個人的な発言をされることが多いように思ひます。町行政は住民のためにあるのであつて、個人的に何々をなさうというふうなものではありません。

そこで、いつもそのコミュニティバスの赤バスを基準に言われるんですが、確かに、県の補助で車両が購入できるとかいうことも先日も紀伊民報に報道されていましたが、いろいろな、マイクロというか、8人乗りの小型車両というかマイクロバスのようなものでも、導入しようと思へば私はできると思ひます。それで、もちろん朝の南紀の台の子供たちの通学に対しては3台のバスが要るのは、私も現場を行つて見て知つております。やはり、住民の立場に立つてどう考えるのかということがなければ、これをすれば、今度は給食のあれはできませんよとか、そういうことを私は尋ねていません。

じゃ、私がもう一度お聞きするのは、実際に地域で困つておられる高齢の方、そういう方はどうすればいいのか、行政というものは、やはり、せつかく上富田町で、福祉のまちということで、町長もいろいろ取り組んでこられておられると思ひますが、そういう、家にひきこもらざるを得ない、そういう高齢の方々が、今後どうして暮らしていけるのか、そういうことを私はもう一度聞きたいです。

高齢者の方が、じゃ、移動手段がなければ、もう家でおるのか、それか、自分が誰かにお金を出して連れていつてもらふんかということになってくると思ひますが、経済的なことを考えたら、誰かにお願いして、かなりのお金を払つてというふうなことが、経済的にかなり負担になってきていると思ひます。そういう意味で、町行政というものはどうすれば住民の方が安心して暮らせるのか、安心して暮らせてもらつて、やっぱり上富田町に生まれ、育つて、ここで人生を終えられることは幸せやなど言つてもらえるような、そういう町行政が大事ではないかと思ひます。財源が限られていることは十分承知してあります。国からの交付税も削減されてきている中で、それはわかっています

が、少ない財源の中からも、誰のための政治をするのか、それがやっぱり町長の心づもりだと思います。

それから、車両の耐用年数もそろそろ来ているということでもありますので、必ず次回には、くまなく住民の声を聞いて、本当にみんなが安心して暮らせる、最後まで上富田で安心して生き続けられるような町政になるように、私は願っております。

それから、先ほど市ノ瀬でも地方創生のそういう会議を立ち上げられて、活発な意見が出たと言われていますが、私もその会には参加しています。でも、はっきり言って男性ばかりの出席でした。やはり、そこに私は要望しましたが、女性目線での出席も、そういう発言も必要だと思うんです。だからそれを、闊達に発言されていたという一面的な形での捉え方ではなくて、やはり、みんなが本当に困っている人に、町政というのは困っている人のためにこそあるのではないかと思います。よろしく申し上げます。

○議長（奥田 誠）

町長、小出君。

○町長（小出隆道）

役場の行政は、交通手段だけではなしに、多岐にわたって物事を考える必要があります。私はことしうれしかったんです。何がうれしかったかといったら、決算審査特別委員会というのが全議員が参加して審議していると。少なくとも平成26年度の決算審査については、こういう無駄な行政が、こういう無駄な財政の使い方しやるよと、そういう予算を、例えばきょうの話やったらコミュニティバスに回せるのではなからうかというような議論があってしかるべきやと私は思っております。

一般会計の反対討論をされたことを九鬼議員さんご存じやと思いますけれども、九鬼議員さんのお言葉聞いたら、文化活動について、自分で、極端に言うたら補助金じゃなしに、自分で自活して文化活動したらというようなことで反対討論されたと思うんです。そのことについて、私は私なりに認識はしておりますけれども、ほかの部分で、極端な例言うたら、節約する部分がないという受けとめ方しております。極端な例言うたら、新しい事業をするについては、やはり財政的なものを考えなければできんというご認識をいただけるようお願いしたいと思っております。

女性の発言の話がありますけれども、私は少なくとも、町政報告会行って、町民の皆さんが発言していただける機会を設けやるんです。この点につきましても、女性の方の発言とか出席率悪いのは事実です。できたら、町がまるっきり発言の機会を設けていないのではなしに、したあるということで、こういう機会に女性の方々の参加と発言をいただけるようお願いいたします。

以上です。

○議長（奥田 誠）

5番、九鬼裕見子君。

○5番（九鬼裕見子）

町政報告でいろいろな意見を聞いているとかと言われるんですが、私が耳にしているのは、町の報告がたくさんあって、ほとんど時間がなくて十分な議論にはならなかったというようなことも言われています。でもこのことについては、今私が聞いている交通手段に対しての発言ではないので、それだけ言っておきます。

（「答弁してよろしいですか」と小出町長呼ぶ）

○議長（奥田 誠）

発言のみなので、質問はありませんので、答弁はいいです。

次に……

（「最後にやっぱり発言させてもらわなったら意思の疎通というものがないように思うけどな」と小出町長呼ぶ）

（「十分あります」と九鬼議員呼ぶ）

○議長（奥田 誠）

移動手段を持たない方への対策についての質問を終了し、次に、市ノ瀬診療所の諸問題についての質問を許可します。

5番、九鬼裕見子君。

○5番（九鬼裕見子）

市ノ瀬診療所の諸問題についてです。オキ外科から市ノ瀬診療所に移行した経緯についてですが、中断がありながらも、オキ外科から市ノ瀬診療所が開設され、地域の方から「自分で通院できることにありがたい」と喜んでおられる声を聞くたびに、その必要性を感じてきました。身近に利用できる医療機関としても、私も心強く気軽に利用できる診療所として利用させてもらっていることを最初にお伝えして質問に入らせていただきます。

平成22年に市ノ瀬財産区に対して、町から1億1,000万円振り込まれ、財産区から1,450万円、合計1億2,450万円を財産区が公有財産購入費として歳出され、オキ外科を購入されています。開設に当たっては、町としてもいろんな大変なご苦労があったと思いますが、どういった思いで市ノ瀬診療所開設に当たったのか、その思いをお願いします。

2点目は、利用されている方や地域の方の声を聞く機会を計画されてはどうかということですが。

11月10日紀伊民報の報道からですが、「決算委員会で一般会計からの繰入金が多

い市ノ瀬診療所の事業会計について、町全体の財政に重くのしかかる問題として対応を求めた。しかし、町は診療所の診察時間が限られていることも影響しているとしている。時間を長くできないかといった点について、医師派遣元である南和歌山医療センターと協議を続けている」との報道に、住民の方から、「これからどうなっていくのか」との不安の声が上がっています。少し、皆さんの声を紹介させていただきます。「医者に行くにも、息子ら仕事に行きやるのに頼めん。市ノ瀬診療所だったらゆっくりでも一人で歩いて行けるからありがたい。」「今はお父さんが車に乗せてくれるからいいけど、一人になったら困る。市ノ瀬診療所はありがたいよ。新聞にあんなに載ってたけど、これから医者にかかるときどうしたらいいんかな。今の先生いい先生やのに」と話されています。

一時期中断したこと、午前中診察で医師が交代ということが患者減少になっていると思いますが、今後の対応策としての考え、また、利用されている方や地域の方の声を聞く機会をぜひ計画されてはどうかということに対してお答えをお願いします。

○議長（奥田 誠）

答弁願います。

町長、小出君。

○町長（小出隆道）

まず初めに、市ノ瀬のもとの診療所、今の診療所じゃないんですけどももとの診療所を開設したときの地域の方々の思いとか、隠岐先生の思いから少し話させていただきたいです。

もとの市ノ瀬の診療所は、ご存じのように今の場所に昭和38年ごろされたあると思うんです。このときは、新しい上富田町が発足し、地元の方々から、当時の町長、山本萬平さんに、できたら無医地区でやるんで開設をしてほしいという、こういうお願いをしたらいいんです。どういういきさつかは、それは私知り得るところではないんですけども、隠岐先生がそのことで招聘をいただいて、もとの位置の診療所が開設されております。その後のことをございますけれども、昭和51年に、多分当時は前の道路は県道だったと思うんですけども、県道の拡幅工事が行われております。このときに、ある程度土地をして、隠岐先生のほうへ土地が移ったあるような、隠岐先生の土地もあったし愛郷会の土地もあったということで、そういうふうになったように気がしております。

そのことで、昭和60年5月に建物が新築されておりますし、また、63年には医療法人善明会が設立された。ここで問題が出てくるのは、このときに、今の、要するに病院したときに、お金借りて建物を建てたらしいんです。順調よういきやったんです。隠

岐先生ご存じのように元気な方で、往診もしてくれる。また反対に市ノ瀬だけではなしに朝来地域の人が一定来るといふことですが、隠岐先生は、亡くなる前に5年間ほど、体の調子悪いかいゝろんなことでも休まれたことでもご存じやと思ふんです。多分、隠岐先生この時、亡くなったのが80歳で亡くなっていますので、70過ぎてから、要するに体力の限界来て、休診をするとかそういうことに、追い込まれていったというような言葉は妥当ではないんですけれども、追い込まれていったような格好になったと。

そこで、隠岐先生は我々に相談をいただいて、今の建物の大半が利用しないので、私の今後のこととか、この建物を利用する方法を町で検討してほしいよという申し込みがあったんです。町で検討しまして、平成20年4月に隠岐さんと財産区と上富田社会福祉協議会が協議しまして、ご存じのようにデイサービスのくちくまの施設として改修しております。平成20年12月より、このくちくまが開所してしやるというような格好になっていますけれども、この間も、隠岐先生は休診されることがたびたびありました。このことで、平成21年10月15日に財産区議会を開いていただいて状況は説明しております。そのことにつきましては、平成21年12月28日に町議会の全員協議会開いてしております。これは極端な例言うたら、隠岐さんの資産どの程度あるか、隠岐さんの負債どの程度のものあるか、反対に、それを今の評価としてどういふふうになるかということを検討しております。

一例ですけれども、私はそのときの会議録見ましたら、1,000坪ぐらい土地ありました。その前の、ちょうど国道311号の改修のときでございましたので、その単価を持っていたら1億6,000万円ぐらいの土地だけの値打ちがあるというような格好の中で説明し、ご了解いただいたと。そういうことで、極端な例言いましたら、今の負債、先ほどの数字になってくるんですけれども、その負債を上富田町が財産区へ補助金と出し、財産区が買収するといふことで話はなつたんです。それでこのときには、話をしたといふのは、私の気持ちです。これはもう気持ちですけれども、市ノ瀬に1億余の補助金出しても、ほかの地域から苦情が来んようなお金なんです。これなぜかといふたら、砂利採取事業で行つたよ、このときの利益金が町一般会計とか砂利会計にあつたよ、それでそういうことの説明して了解いただいた。

その後のことでもございますけれども、昭和21年12月の常任委員会等で報告するとか、22年にするといふような格好の中へした中で、隠岐さんの土地については財産区名義に移っております。財産区が、極端に言うたら隠岐さんにそういう中でも診療続けてほしいよということもございましたねんけれども、隠岐先生は残念ながら平成24年1月31日に亡くなっております。この2カ月の間いゝろんなことあつたんです。例えば、

隠岐先生自分の容体が悪ってくるんで、後継のお医者を探し、自分で探しやった。これは、名前は伏せますけれども、〇〇委員の〇〇先生が隠岐先生と話し合いの中で引き継ぐというような格好の中でもう九分九厘決まっていたよ。そのことについて、私の役割としては、〇〇医院行って、院長先生に、行くということの了解をもらいに行ったんです。そういうことで、その院長先生もそういう事情やったら了解したるということですよけれども、ここで出てくるのは、先ほど言いましたように平成24年1月31日に隠岐先生が亡くなった。来てくれる先生は隠岐先生と一緒に、ひょっとしたらしたいという気持ちやったらしいかもわからんのですけれども、このところは不明です。皆それぞれ考えあるんで。

ただ、残念ながら、極端な例言いましたら、隠岐先生亡くなってから、この先生も今の診療所の経営は自分ではできひんよというような形の中で断ってきたんです。これはもう死んだ後のことなんで役場へ断ってきた。隠岐先生そのものについては、この先生が継続して、極端な例言うたら、地域医療に取り組んでくれると思いながら私は死んだと思うんです。それでそこへ出てくるのは役場、もう宙に浮いたんです。極端に言うたら後任のお医者がない。そういうことで、知っておる人もございまして、国立南和歌山医療センターのセンター長、院長さんをお願いして、できたらこういう事情あるんで、センターのほうから医師を派遣していただけんかということで現在の体系になった。

このときも言われたんです。医療機器が古いんでやり変えるつもりないかと、これも億単位のお金要るんです。それと、隠岐先生はご存じのように、診察券もそうですし、カルテ等も手書き、それが今の医療としてはできんよ、そういうシステムをすることないとか、いろんなこと言われたけれども、そういうことは一遍にできんで、今後の課題としますけれども、派遣をしてほしいよ、ただ、医療機関というのは1年単位でやはり計画しやるんで、午前中だけになりますよ、それとか医師は毎年同じ人が行くわけにいきませんよということ言われたんですけれども、町はそういう事情ございましたこととか、地域の医療に望む声が高かったということで引き受けたのが実態でございます。

そういうことで今日に至るわけですけれども、やはり、隠岐先生のときの患者数と今の患者数は相当違いまして、1年間に2,000万円ぐらい赤字であるということが事実でございまして、このことについては再三議会でも指摘されやる。平成26年度の決算でも指摘されたよ。我々は、ただ26年度の段階から、国立医療センターにもう実態を言うたんです。こういうことを指摘されやるよ、こういう赤字あるよと。それで、先生、南和歌山医療センター自身も改善の方法は考えるけれども、すぐにそういうものというのは1年間の計画あるのでできんということ言われております。この4月からで

も相当交渉はしやるんです。

それで、最後に出てくるのは地元の患者さんの意向と南和歌山医療センターの意向と、それを何とか一つでも埋めてほしいよということで、これはもう決算委員会の審査の前もう頼んだあった関係上、それで先日言いましたように、決算審査特別委員会でこういう新しい体系になっても、平成28年度はすぐに黒字になるわけではないので、当面の間はそういう、赤字出ても推移を見ていただきたいということで私は答弁したつもりです。先日も、そのことについては、南和歌山医療センターの事務局と、上富田町の事務局と検討しやるような状況でございまして、いつにどういう結論出るかというのは、今の段階では、私は相手方があることでありますので、言えるようなことでないということのご理解をいただきたい。

話を聞くとかいうようなものでありますけれども、根本的には話を聞いたところで、極端に言うたら医師の派遣がどういうふうになるかということによって左右されますので、今のところは南和歌山医療センターへ、先生は相当検討してくれやるんですけれども、こういうお願いをして、当面は28年度も赤字続いても、ちょっとの間はやっていただくということで、議会のほうのご理解をいただけるように私はお願いしたいと思えます。

以上でございます。

**○議長（奥田 誠）**

5番、九鬼裕見子君。

**○5番（九鬼裕見子）**

町当局のご苦勞は再三聞いておりますので、理解しております。ただ、住民の方々が不安に、多分高齢の方々が診察に行かれていますので、余計に不安になられていると思うんで、すぐにどうという結論はないとのことなのですが、もしも結論を出すようなことがあれば、また地元のそういう利用されている方の声をじっくり聞いて、その方たちがどうしたら医療に安心してかかれるのかということの検討をしていただきたいと思えます。

それで市ノ瀬診療所の諸問題についての質問は終わります。

**○議長（奥田 誠）**

市ノ瀬診療所の諸問題についての質問を終了し、次に、マイナンバー制度についての質問を許可します。

5番、九鬼裕見子君。

**○5番（九鬼裕見子）**

マイナンバー制度についてです。

マイナンバー導入で矢面に立っているのが自治体だと思いますが、住民に番号をつける作業や住民基本台帳などのシステム改修、個人情報の管理対策など、事務は多岐にわたり、自治体の負担はふえる一方だと思いますが、不在のため配達されても受け取れない。不達の場合はどのようにになっているのか、マイナンバー導入に当たっての対策等の現状はどうかを、上富田町においても不安定雇用の方もおられる中で、個人情報管理の責任が果たせるのかといったことに対してお伺いします。

2つ目は、個人番号カードの申請と取り扱いについてです。

今のところ、個人番号カードの申請は任意で、希望する方のみ発行し、希望しない方はマイナンバーの番号通知書を大事に保管しておくという対応でよいと私は把握していますが、住民の方からどうしたらいいのかとの問い合わせに対して、町としてどのように対応になっているのか、また、個人番号カードを取得しない場合でも、住民基本台帳により従来どおりの手続で住民サービスを受けることができるかということについての、できると思うんですが、そのような認識でいいのかという確認です。

3つ目は、介護保険の各種手続で、個人番号記載を求められるのかということです。マイナンバー制度の導入を受け、介護保険の各種手続で来年から個人番号カードの記載や確認を求めることを決め、全国の事業所に通知したとありますが、国会で小池晃参議院議員が厚労省老健局に対して、「個人番号の記載がなければ介護保険申請は受理されないということか」との質問に、「そうならないようにする」と回答、たとえ記入がなくても行政が住民基本台帳から番号を確認することは可能であり、番号がないことを理由に申請をはねのけることはしないことが確認されたとのことですが、上富田町においても、記載がなくても受け付けられるのかどうかについて、3点お願いします。

○議長（奥田 誠）

町長、小出君。

○町長（小出隆道）

マイナンバー制度は国の制度でございます。確かに、今のような運用の問題についても、国が方針を決めたら国のとおりするのが地方自治体でございます。そういうことで、国の方針で事務的に進める関係上、事務の担当しやる者とかその担当者からご質問の趣旨はしますけれども、私は、極端に言うたら、ここで幾ら質問されても国の方針に基づいてするということのご理解をいただけるようお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（奥田 誠）

総務政策課長、福田君。

○総務政策課長（福田睦巳）

5番、九鬼議員さんの①のマイナンバー制度導入に当たって、体制等現状はどうかのご質問にお答えします。

マイナンバー制度は、平成28年1月から社会保障、税、災害対策の手続でマイナンバーの利用が開始されます。町では、平成28年1月1日から利用が開始されるに当たり、その対応に向けて準備を進めています。体制としては、総括的な事務は総務政策課行政グループで行っており、通知カード及び個人番号カードの発行等に関する事務は住民生活課住民グループが窓口として対応しております。システム改修等、技術的なことに関しては、上富田町情報セキュリティポリシー基本方針及び対策基準に基づき、総務政策課財政情報システムグループが中心に設定等を行っております。マイナンバーは、社会保障、税、災害対策に関する事務で、番号法で定められた事務のみに使用することができるため、各課グループで条例、規則等の整備に基づき、様式の変更や手続の見直し及び研修が行われているところでございます。

次に、現状についてですが、地方公共団体情報システム機構から住民票の住所にマイナンバーの通知カードが簡易書留で郵送されており、上富田町では11月29日に配達完了したとのことでございます。郵便局での保管期間を過ぎたものや、宛所不明等の封書が役場に返戻されてきております。住民生活課住民グループで3カ月程度保管し、問い合わせに対応しているところでございます。保管期間を過ぎたときは破棄することになりますが、マイナンバーは住民票を有する一人一人に付番されていますので、申請により再交付が可能となっております。

次に、セキュリティに関してですが、個人番号を含む個人情報の保護措置につきましては、個人情報外部に漏れるのではないかと、他人のマイナンバーでなりすましが起こるのではないかと懸念の声もあり、制度面とシステム面の両方から個人情報を保護するための措置が講じられています。制度面の保護措置としては、法律に規定があるものを除いて、マイナンバーを含む個人情報を収集したり保管したりすることを禁止しています。また、特定個人情報保護委員会という第三者機関がマイナンバーが適切に管理されているか監視・監督を行います。システム面の保護措置としては、個人情報を一元管理するのではなく、従来どおり各関係機関において分散して管理します。また、行政機関間で情報のやりとりをするときも、マイナンバーを直接使わないようにしたり、システムにアクセスできる人を制限したり、通信する場合は暗号化を行います。

今後、特定個人情報の取り扱い及び管理が重要となります。特定個人情報保護委員会によりまとめられました特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドラインを遵守し、事務を進めるとともに、個人番号を含む書類の鍵つきキャビネット等での管理や、事務担当者以外の者に対するシステムセキュリティの設定を進めているところでございま

す。

以上でございます。

○議長（奥田 誠）

住民生活課長、原君。

○住民生活課長（原 宗男）

5番、九鬼議員さんのご質問にお答えします。

私からは、②番の個人番号カードの申請の取り扱いについてと、③番の介護保険各種手続の個人番号記載についてお答えをさせていただきます。

まず、②番の個人番号カードの申請の取り扱いについてでございますが、番号法に伴い、個人番号通知カードが郵送で配布され、現時点ではほとんどのご家庭に届いていることかと存じます。番号法では、通知カードと個人番号カードの2種類のカードが存在します。通知カードの形状は紙製で、顔写真が張れるようになっておらず、これだけでは本人確認の書類としての取り扱いができませんので、番号法の利用時には他の顔写真つきの公的身分証明書などとあわせて提示する必要があります。一方、個人番号カードは、プラスチック製で顔写真とICチップが搭載され、番号と本人確認が1枚で可能となり、また、e-Taxを初めとする電子証明書による電子申請等に利用できるなどの違いがあります。

今回ご質問の個人番号カードの申請の取り扱いについてでございますが、個人番号カードにつきましては、現在お手元に送付されている番号通知カードの封書の中にも説明がありますように、通知カードを切り取った残りの紙面が個人番号カード交付申請書となっております。登録済みの氏名、住所、生年月日、性別、個人番号が記載誤りのないように既に印字されています。この申請書に顔写真を張っていただき、同封の地方公共団体情報システム機構個人番号カード交付申請書受付センター宛ての封筒を利用して送付すれば、来年1月以降に個人番号カードが完成し、交付されます。交付時には、基本的に本人が役場へ来庁していただくこととなります。この申請につきましては、現時点ではあくまでも任意でございますので、強制ではございません。

通知カードが配布されてからは、住民生活課窓口にも個人番号カードの申請をしなければならないのかのお問い合わせを多数いただいておりますが、必ずしなければならないものではありませんし、電子申請などのために今後必要と感じた時点で申請することも可能ですという旨の回答をさせていただいております。また、今後番号に関連する申請の窓口で、個人番号の提示を求められたときには、通知カードで個人番号の確認をするとともに、その他の書類で本人確認をする必要があるため、顔写真つきの公的身分証明書、例えば免許証などで本人確認ができますが、免許証などをお持ちでない場合は、

この申請により個人番号カードを取得することで、本人確認が必要な場合において利便性があるということも、場合によってはあわせてお伝えをしております。

住民サービスが受けられるかという質問があったかと思いますが、番号が必要という場合がありますら、記入の必要があるかと思っております。これに関して、3番の介護保険のほうでちょっと関連しますのでお答えをさせていただきます。

介護保険の各種手続の個人番号についての記載でご説明をさせていただきます。

番号法に伴い、介護保険関連の届出においても来年1月1日より個人番号を追加することとなっております。これは、9月29日に公布された行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令によるものです。

個人番号が追加される申請事務は、資格取得の届け出と要介護認定の申請と氏名、住所、世帯の変更等の届けなどがございます。介護保険の申請では本人の来庁が難しく、代理人が申請されるケースが通例でございますが、今のところ、これらの申請書に個人番号の記載がされていない場合でも、その他の記載内容に問題がなければ受理できるものと確認をしていますが、今後の厚生労働省からの示される通知により、確認しながら取り扱ってまいりたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（奥田 誠）

5番、九鬼裕見子君。

○5番（九鬼裕見子）

マイナンバー制度は、共通番号、先ほどからも言われているように、社会保障と税、災害対策に活用との説明で、施行が2016年1月であるにもかかわらず、もう既に銀行口座への付番や番号カードの健康保険証としての利用など、制度がスタートしていないのに拡大され、利用拡大は施行後に検討するとしていたにもかかわらず、なしくずしの拡大となっております。共通番号が社会保障と税における不公平性をなくすかのようにイメージされていますが、税による不公平性を生んでいるのは制度的仕組みや構造であって、共通番号で解消されるものではありません。マイナンバーは務め先にも報告となっていて、どこまで秘密が守られるのか、住民の方はとても不安に感じています。マイナンバーは個人のプライバシー侵害、情報漏えい、なりすましの被害など、デメリットは重大です……

○議長（奥田 誠）

九鬼議員さん、質問内容は制度の職員の対応についてであって、今の答弁はおかしいと思っておりますので、それは許可できません。

○5番（九鬼裕見子）

はい。

○議長（奥田 誠）

以上をもって、5番、九鬼裕見子君の一般質問を終わります。

午前11時まで休憩します。

---

休憩 午前10時44分

---

再開 午前10時58分

---

○議長（奥田 誠）

再開します。

引き続き、一般質問を続けます。

7番、大石哲雄君。

大石君の質問は一問一答方式です。

まず、災害対策の質問を許可します。

○7番（大石哲雄）

もう少し質問と答弁がヒートアップして、私の質問は昼からやと思っていたんですが、ただいまになりまして大変慌てておるところでございます。時間も11時ということで、私が持ち時間2時間を使いますと、食事は1時ということでご了解をいただきたいと思っております。

それでは、質問をさせていただきます。

先日、給食特別委員会が設けられまして、その席上、いろいろ質問したり勉強させていただきましたが、まだ何も決まっているわけではないんです。まだ何も決まっているわけではありませんが、もし給食センターと、これを新設するならば、それに当たっては災害のことも十分考えねばならないと、町長の発言がございました。最もなことですが、町長の言う災害とはどんなものかと、そこで私が質問したわけですが、それは水害と水道災害と違うんかというような答弁がございまして、そこでこの際まとめてお聞きいたしたいと思っております。

まず、水害とはシンプルに大雨による災害を認識してよろしいかと思っておりますが、最近の大雨による雨量は本当に予想外の大きな雨量でございまして、上富田町でも生馬谷のいまだかつてない雨が降り、大きな被害を受けた記憶もございまして、ことし鬼怒川の大洪水も記憶に新しいところでございます。当然のことながら、年間総雨量あるいは時

間降雨量は確実に増加しております。

調べてみますと、この10年間で更新された雨量の記録の中で驚くべきは、最大10分間降雨量で、2011年7月に新潟県で10分間に50ミリ降ってございます。また、1日の降雨量、同じ年月の高知県で851.5ミリ降ってございます。まさに異常気象というところがございますが、そういう中であっても大雨による被害状況はいろいろ考えられるわけでございますが、上富田町におきましても、主要河川の富田川の氾濫や堤防決壊、あるいは内水面の浸水等々いろいろ考えられるわけでございますが、町長の考えられております上富田町の水害発生、こういうのはどういう状況あるいはまた想定、イメージなのか、具体的にできたらご説明をお願いしたいと思います。

○議長（奥田 誠）

答弁願います。

町長、小出君。

○町長（小出隆道）

大石議員の一般質問にお答えします。

大石議員の質問方式が一問一答方式でございますので、質問の中で私の発言をもとに一般質問をされている分については私、また事務的なことがございましたら担当よりするということでご了解をいただきたいと思っております。

一番初めの上富田町の水害発生はどのようなイメージなのか、具体的なものについての質問でございます。ちょっとさかのぼって説明させていただきます。

上富田町は明治22年に大きな水害被害を受けています。このときの様子をまちの歴史書、要するに町史では、明治大水害の原因としては、直接的には明治22年8月18日から19日の両日の集中豪雨が上げられる。17日の夕刻から20日の早朝までの3日間で田辺の雨量が1,295.4ミリ、特に19日の夕方からの1日では901ミリと記録されているというふうに記載されておりますし、円鏡寺から下流側の写真もあります。このことについて、岩田の富貴さんがいろんな記録書をもとに、推定の水位を判断していただいています。岩田の場合でありましたら、三宝寺付近で24.1ミリまで水位が上がって、岩中さん付近では26メートル来たり、結果、岩田の大坊付近では、この数字をもとにしましたら、1メートル50から2メートルぐらいつかつたんではなかろうかと推測されます。

また、最近の平成23年9月2日から4日に降った豪雨は、中辺路町兵生の観測所で1,199ミリの降雨があります。1日あたりは600ミリ、明治大水害と比較してやや降雨量が少ないということございまして、明治時代にも同じような雨が降っていたら、平成23年の集中豪雨はまだ大きな被害を受けたのではなかろうかという、こう

いう格好にしております。

その後、上富田町のハザードマップについてちょっと説明させていただきたいんですけども、これは63年に発災した集中豪雨をもとに策定しております。そのときには、9月24日の午後から25日の正午までの降雨がありまして、1時間雨量が25日の早朝に100ミリ降っております。ただ、その前段に、2時間前に60ミリ降ったと。こういう形の中で、今のハザードマップがつくられております。このことでしますと、上富田町は明治時代の同じような雨が降っていたら、ひょっとしたら富田川が越水したん違うか、特に大坊あたりやったら越水したという可能性があるんです。23年の雨で見ましたら、大体1時間当たり46センチぐらい水位が上がりやるんです。このことから推定しましたら、あと4時間から5時間雨降った場合は、これはもう越水します。そういう越水をしたらどういうふうになるかというたら、さかのぼってしましたら、明治と同じように、町域全域によって1メートルぐらいの冠水する。

私は最近、物の考え方を変えたのは、内水面の水位より、極端な例で言いましたら、明治時代の雨降ったときとか、もう一つは那智勝浦町の雨降った場合やったら、4時間で340ミリ降ったというようなことがあるんです。それで、先ほど質問あった10分間で50ミリ降った、こういう雨の降り方によって違うんですけれども、23年の雨を参考にしたら、越水が始まって、明治時代のように浸水区域が町域になる可能性が十分あったと認識するようになったんですわ。

そこで、私は考えられるのは、そういう場合でございましたら、上富田町はこの付近では越水の被害によって、例えば給食施設が役場と同じような建て方をしてあった場合やったらつかる。そういうことを考えたときに、やはり中段のほうへ持っていくのがいいいんではなからうということ判断します。私自身は、これは科学的な物の考え方ではないんです。私自身も河川についてはさほど重要なものではないですけれども、23年の雨の数字を見たら、あと4時間から5時間雨降ったら、上富田町は富田川の越水がするというようなことを数字的に読めてある。そのときの被害は大坊もそうですし、朝来もそうですけれども、冠水の被害が受ける。そのことによって、低地にはやはり重要な施設を持っていくんではなしに、その対応、例えば1メートル上げるとか、高いところへ持っていくということが必要でなからうかということの判断しますので、そういう水害について今後とも研究させていただくということで、ご理解をいただけるようお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（奥田 誠）

7番、大石君。

○7番（大石哲雄）

明治の大水害の場合は、富田川が氾濫してああいうふうな大きな被害になったと思うんですけども、今、町長言われたように、仮にそのときの雨量が現在にあれば、越水の危険があるということなんですけれども、ただ、町長、まず第1点に、今現在の洪水ハザードマップされていますよね。これは、富田川の氾濫や堤防の決壊は想定されていないんですよ、ハザードマップ。内水面のあれなんですけれども、これもハザードマップ、丸々からやり直さんなんというような格好になるのではないのでしょうかということと、それから越水なんですけれども、鬼怒川の堤防の破壊のときには、まず越水が始まって、越水した後ろの堤防が削られていって堤防破壊につながったと、こういうようなことになるんです。すなわちもう越水だけにとどまらず、堤防破壊になるんです。そこら辺のところは、どう町長考えられているかということをもつ、もう一回聞きたいんですけども。

○議長（奥田 誠）

町長、小出君。

○町長（小出隆道）

まず1点は、今の町のハザードマップは、先ほど説明しましたように、昭和63年の雨量としてあるんです。ハザードマップについては、どういう雨降ったかというの載ってあると思うんですわ。あの雨以上のものが今後降る可能性というのは十分あります。そういうことで、今のハザードマップはいつかの時点でやり直さんなん。そしたら、ことしの場合でございましたら、防災計画をやり直すとか、そういうものを積み重ねていくんで、ことしやり直すというのではないですけども、将来的にはやり直す。

越水はいろんなケースがあるんです。ただもうそのまま流れてしたよという問題、この間の鬼怒川等の問題でございましたら、出たところが浸食が始まって、全体的にしたということ。上富田町の場合は、どのようなことの始まりで、越水が始まったら堤防決壊するか、ただ越水で済むかというのは、これは我々の答弁できる範囲ではないんでわかりませんが、越水が始まる可能性というのは、平成23年の数字からいうたら、5時間もあつたらする可能性というのは十分に予想されます。

○議長（奥田 誠）

7番、大石君。

○7番（大石哲雄）

確認ですが、事務局においてどれくらいの降雨量であれば富田川あるいは岩田地区では岡川が問題になるんですけれども、富田川あるいは岡川が浸水被害をもたらすというよりも、おそれがあるというような想定の数値というのはございますか。

○議長（奥田 誠）

町長、小出君。

○町長（小出隆道）

今の県のほうへ問い合わせたんですけれども、最近の数字ではそういうのはいんですわ。後からまた深い意味で問われたとき、ちょっと答えますけれども、ただ、今、県も我々も慎重になりやるというのは、以前の考え方とちょっと違うんですわ。今までやったら、1日雨量をどれだけあったときにはどういう危険性あるよ。最近よく言われるのは、1時間降ったらどういうふうになるよ。

最近ではそうではなしに、10分とか20分の雨量で出てくるということ。要するにそういう10分、20分の雨量というのは、降雨強度という名前あるんですけれども、降ったらもう即なるというような形になっていますわ。そういうことで、今のところは我々自身そうなんですけれども、どういう雨量が降ったときに、どういうあれするという、そういう予測の範囲というのを越えたのが実態なんですわ。今、言われましたように、何ミリ降ったらという答えには、ちょっとお答えできるような状況でないということのご認識をいただきたいと思うんです。

○議長（奥田 誠）

7番、大石君。

○7番（大石哲雄）

もちろん何ミリ降ったら水を超えとか、あるいは何ミリ降ったら堤防が破壊すると、そういうようなことは、恐らくそれは数字的には言えないと思うんですけれども、危険水域に達するだろうとか、このぐらい降ったらもう当然避難勧告を出さんなんだろうというような数字があるかと思うんですけれども、そこら辺の数字についてはどうですか、町長。

○議長（奥田 誠）

町長、小出君。

○町長（小出隆道）

その点については、数字というより実態にあるんですわ。例えばもう再三言いますけれども、平成23年9月のときやったら、消防団長と定期的に水見に行って、このときはこういう新聞出たのご存じやと思います。この新聞の裏側に特集でこういうふうにしてあるんです。ここに。広報。この広報で、1時間にどのぐらい水位が上がるやろうとこのを見て、そのときに最高、前の日の11時から12時に46センチぐらい水位が上がった。先ほどから私、50センチって言いやる。そのときにその時点の雨というのが、堤防から2メートル下へ来てあった。結局、大体4時間ぐらいしたら越水します可

能性が出てきたということで、朝の多分8時ごろやったけれども、避難命令の準備命令を出した。我々としては、雨というより越水が起こる可能性を想定して、いうたら避難命令を出すという。あのときは、残念ながら北郡で崩壊があって、中辺路町、大塔村は避難しましたよということなんで、もうそういう考えはやめて、即、避難命令出したというような状況です。

我々としては、今後ともそうですけれども、できたらこういう観測所の数値をもって、どれぐらいの水位が上がるやろう、堤防の上までどのぐらいになるかということで、今後とも避難命令の出す位置を考えていくようにしていますんで、その点はご了解いただきたい。

○議長（奥田 誠）

7番、大石君。

○7番（大石哲雄）

それで、仮に富田川の越水が発生したとして、その浸水によって機能停止になりそうな公共施設、例えば農集センターあるいは公共下水施設、いろんな関係があるかと思うんですけども、そういうような心配される場所はどのぐらいあるんですか。

○議長（奥田 誠）

町長、小出君。

○町長（小出隆道）

もうこれは公表してある図面ではないんですけども、例えば富田川で3,000トンの水が流れるとか、3,500トンとか5,000トン流れることを想定した図面あるんですよ。これはもう公表しないことになっているんですよ。なぜしないかというたら、今の付近ではもうまるっきり予想つかんような雨の降り方なんで、これで最高、極端にいうたら5,000トンぐらい流れた場合やったら、極端な例言うたら市ノ瀬の南岸のあれが一番低いんではなかろうかと。

○7番（大石哲雄）

南岸の……

○町長（小出隆道）

処理場。極端な例を言うたら、北岸とか岩田とか、上富田町の浄化センターについては、うれしいことにその部分だけ上げてあると思うんですわ。そういうことで、一番心配するのは浄水場、あそこ市ノ瀬の南岸と、もう一つはそれだけの雨降ったときに下谷川がどういう氾濫するかというのが出てくるかと思うんですわ。下谷川というのはご存じやと思うんですけども。そのときやったら、生馬の処理場がどういうふうになるかというのをちょっと懸念しやる状況になる。そのことについては、僕はここで答えま

したけれども、今そういうことについて調査しやるということのご理解をいただきたい。

○議長（奥田 誠）

7番、大石君。

○7番（大石哲雄）

幾つか箇所があるということで。また、後には地震関係についてのときに、少しだけお聞きしたいと思います。

先ほど洪水ハザードマップについて町長にお答えいただいたんですけども、この洪水ハザードマップの中には避難所一覧表が掲載されておるんですよ。私は岩田なんで、岩田地区に限って言わせてもらいますけれども、岩田地区で6カ所指定されておるんです。これの基準をまず、どういう基準でもってこの避難所を指定されたかということをやちょっとだけ先にお聞きしたいと思います。

○議長（奥田 誠）

町長、小出君。

○町長（小出隆道）

その当時については、水害とか地震とか津波は関係なしに、その地域の公共施設を指定したというのはあるんですわ。今はそうではないんです。今はそうではなしに、第1次の避難所とか、第2次の避難所とかということを考えていこうと。岩田の場合とっていただいたら、できたら岩田の小学校へ避難させることが適切かなと思っております。これなぜなというたら、岩田の場合でありましたら、小学校が2階あるんですわ。それで、2階あるということで、一旦は1階のロビーへ避難させますよ、ところが水位が上がったら2階へ逃げる余地があるんですわ。その余地のないところ、例えば岩田の公民館もありますけれども、老人憩の家とか、そういうような平やったらちょっと危ないんで、今言われるのは、1次の避難させるところから2次へ変わるようなところ。それよりもう一つは、山の斜面を駆け上がってでもできるような避難を考えておるのが、大体、今の防災に対しての国の考え方になってきやるんです。

我々としては、今後はやはりすぐ避難させるのは、福祉施設だとか保健施設は使います。これは、極端にいうたら2階もある。その次に地域のする場合にやったら、例えば岩田の場合やったら、公民館とか小学校へ逃げさせていただくことがええとかいうのは、順位をある程度地元の人と話して決めるというような格好にさせていただいて、避難所の避難のあり方について検討させていただきたい。

それともう1個困るのは、鬼怒川の避難の場合は、夜間の避難させることなしに垂直避難、2階へ避難せえということをお教えやったんですわ。これは兵庫県の佐用町で起こったのは、夜間の避難について避難所へ行って、あの場合やったら1階ではなしに、2

階へ避難してあったら死亡者出ない。ところが、鬼怒川のやつやったらまたその論法、ちょっと変わってきたようなこと。これなぜなというたら、木造の家屋が浮いて流されて、いうたら避難する場所については不適切であったというようなことが言われております。今後、こういう災害によったら、そういう避難所のあり方についても考え方が変わるということのご理解をいただきたいなと思っております。

○議長（奥田 誠）

大石哲雄君。

○7番（大石哲雄）

今、町長言われたように、確におかしいなと僕思っておるんですよ。岩田公民館、岩田小学校、岩田高齢者憩の家についてなんですけれども、地面高、そして2階と町長言われましたけれども、普通、2階の家のある者は、そこへ避難せんでも同じ2階にあるんですよ。ですから、避難所として指定して機能を発揮しないようなところを、前、町長言われた公共施設から指定したということになるんでしょうけれども、指定するという、これいかにというように思うわけでありまして、ただ、これからいろいろなことを考えて、夜の避難とか、昼の避難でも違ってくるんでしょうけれども、変えていくということであれば、それでお願いしたいと思うんですけれども、ぜひとも機能的に十分避難所として発揮できるようにお願いしたいと思います。

同じく岩田地区、あるいは岡地区ですので言わせてもらいますけれども、岡川の氾濫が、実はあの周辺住民にとっては一番心配なことであるんです。心配されておるんでしょう、住民のみんなは。あの岡地区の皆さんが岡川堤防ののり面、深見地区のところなんですけれども、深見地区から上流なんですけれども、毎年7月に草刈りをされております。流水量の展開でも大変重要なことと思うわけですが、ところが河床にアセが大量に生えておるわけです。そのために河床を押し上げて泥が堆積して、結局、反対に流量を狭めておるといようなことがあるんです。この河床のアセを刈り取ると、それ刈ったものを全部上へ持ち上げというような、これ県から言われるらしいんです。上げるということが非常に大変なんで、とてもそんな作業はできないと。それでなくても年1度の草刈り、高齢者がふえてきて、それさえも継続が大変になりつつあると皆さんおっしゃっているんですけれども。

何とか県あるいは町、それから住民との連携で、防災として河床整備に取り組む必要があるんじゃないかと思うわけでごさいます、ちょうどこの本会議の冒頭で、町長、災害に強いまちづくりを国や県と連携しながら推進してまいりたいと、こう言われました。その点について、河床のアセ取りということについてどうお考えでおられますか。

○議長（奥田 誠）

町長、小出君。

○町長（小出隆道）

町自身は県へ、県の管理河川についてはそういうことをしていただきたいというお願いしやるんですわ。町も県もそうですけれども、単独の維持管理費がないのが実態なんですわ。そういうことで、県は例えば新川やった後は馬川やるよ、それで岡川やるよというようなことで、順番でやってくれやるんですけれども、どうしてもそのお金だけでできないというのが実態なんですわ。今後とも言いますけれども、言うたところでやっぱり財源的にそういうことが難しいという判断、それともう一つは、やはり地元の愛郷、要するに川を愛する団体等によってしていただきたいなど。軽減する方法については、いろいろ今後、役場自身も検討せんなんと思うんですけれども、やはり持ち出せと。この持ち出すのに相当労務も要ってくるし、そのことについて高齢の人があってしんどいなということを言われていますけれども、それを適切にできるという方法が今のところないんですわ。

ことしはもう極端にいうたら、今のところ予算がついたならば、馬川をちょっとしようかということ言うていただいているんですわ。馬川がもう上までアセ来てあるんで。これはもう危ないさかいやってほしいよと言うた。1点については県へは要望しますけれども、財政的な問題があるというようなことのご理解をいただきたいなと思います。

そこで出てくるのは、災害に強いまちづくり。このごろは、住民の意識を先へ持たせというような考えになってきているのが実態ですわ。災害については、やはり富田川の治水対策せえとか、中小河川せえということありますけれども、これは財源的にやはり限度あるよと。そこで出てくるのは、やはり命を守らすような啓発活動を重視して、大きな災害が起こったとき、できるだけ亡くなる人のないような格好で啓発せえというような指導の方針に変わってきたような気がします。町自身は、県に対してはやはりここは危ないんで治水対策してほしいよということはありませんけれども、啓発については町の責任になってきますんで、できたらそういうものをいろんな段階で説明して、命を守っていただくというような格好の中の取り組みは今後ともさせていただきたいなと思います。

以上です。

○議長（奥田 誠）

7番、大石君。

○7番（大石哲雄）

災害に強いまちづくりと、あと一番最後に町長の考えを聞きますので、そのときにその災害に強いまちづくりについてよろしくお願ひしたいなと思います。

同じく岡川の問題で、岡の深見地区のところで川が大きく蛇行、伸栄木材の前ぐらい

が蛇行しておるんですよ。あそこが一番水当たりが強くて、岡川の水がもうあそこで手洗えるぐらいに蛇行、当たるんです。そこが今言うたように越水したり、あるいは堤防が破壊されたりして、仮に水が越してきた場合、尾崎、方鹿地区だけの問題じゃなくて、あそこから国道311号のお医者さんの前を通って掘割を流れて、立平、朝来地区まで来ようかというぐらいの水になるかどうかわかりませんよ。そういうような鬼怒川の氾濫を思い出されるようなことになろうかと思うんですけれども、それはそこまで朝来ぐらいまで行けへんやろう、そんな水が311号の掘割を渡って向こうへ流れていけへんやん、取り越し苦労やと言われたら、それはそれでいいんですが、この辺の認識は町長どうでありますか。

○議長（奥田 誠）

町長、小出君。

○町長（小出隆道）

岡川については、改修の経緯あると思うんですわ。ご存じのように、一旦は岡まで1次改修したんですわ。そのときに問題になったのは、中学校の後ろに堰あったのご存じですか。あの堰が相当上流へ影響しやるということで、その後2次改修という言葉なんですけれども、部分的に河口から三宝寺橋あたりまでやり直していただいたということがあるんですわ。我々あれで十分というわけではないんですけれども、要するにどの川にも欠点部分はあるんです。その都度その都度県へ要望して、どういうふうにせえということをお願いしてあるんですけれども、やはり県の見方としては、まだ上富田町の河川は、治水対策がほかの河川に比べたら進んであるほうやと。ほかに全県的に先したいよというように、こういうことが言われております。

特に最近言われ出したのは、和歌山市内の和歌川とか、あそこは物すごい浸水したという災害、何年か前のやつは。そういう都市河川について、県の様子見ましたら、やはり重点配備して被害を少なくしやるといふようなことになってくると思うんです。県自身は上富田町のことは捨ててはないんですけれども、やはり全県的に見たら優先順位をつけて、どういうふうにしやるといふのが実態でございまして、今後、一番出てくるのは、やはり公共事業は一定の予算が必要やという認識いただきたい。日本の国というのは急勾配なところなんで、ほかの国に比べたらやはり日本は災害が起こりやすいという認識をしていただいて、公共予算についてもこういう形のご理解をいただけるようお願いしたいと思います。我々もそれは努めます。

○議長（奥田 誠）

7番、大石君。

○7番（大石哲雄）

ぜひ努めていただきたいんですが、今年度から国土強靱化地域策定作業、行って、専門的見地に基づく助言等をいろいろ国からでもいただいてやっていくとは思いますが、リバーカウンセラーという河川関係の専門的にコンサルティングをしてくれるところがあるらしいんですよ。堤防の強度等も調査してくれますよなんであるんで、一度試していただいたほうが、僕ら岩田地区の者は大変安心すると思うんです。ただ、あそこが危ない危ないと尾崎、方鹿地区の地価が下がっても悪いんで、ぜひともカウンセラーに一度、いや、これは大丈夫やでと、どのぐらいでも大丈夫やでというようなことになればいいんですけども、どうでしょう。

○議長（奥田 誠）

町長、小出君。

○町長（小出隆道）

専門家に河川を見ていただくという制度があるのは、我々も認識しています。ただ、県のほうから言われたら、既に整備計画できてあるよ、これは富田川も整備計画できてあるんですわ。岡川も一応整備というよりも改修されてある河川になっております。そういうところについては、そういうカウンセラーについては、やはり派遣が難しいというのが実態らしいんです。この間もこの質問あってから県へ聞いたんですけども、やはり整備計画できてあるんで、今の段階でやったらそういうものを国へ申請したところで、まだほかの地域に行けるのではなかろうと。鬼怒川の場合でございましたら、自然河川の部分で決壊したというように言われていますんで、まだ日本の国いろんなところ調べたら、そういうところを優先的にするような格好なという、この認識だけはできたらお願いしたいと思っております。

○7番（大石哲雄）

ちょっとお茶飲ませていただいてよろしいですか。

○議長（奥田 誠）

はい、時間は十分ありますので。

○7番（大石哲雄）

次に、地震による水道被害ということでお聞きしたいと思いますが、町長も給食のときに言われましたけれども、当時は津波による大きな被害は想定されておらないと。想定しなくてもいいんじゃないかということで、申されておりました。ただ、しかしここは富田川の流域でありますから、土地の液状化現象、これ大変心配される場所なんです。この液状化問題については、以前も私、質問させていただいて、そのとき町長の答弁で、液状化については大変心配であるけれども、その調査あるいは対策には莫大な費用がかかるんで、その点ご理解いただきたいというような返答をいただいております。

この考えについて、町長、今でも変わらないかどうか、まずお聞きしたいと思いますけれどもどうでしょう。

○議長（奥田 誠）

町長、小出君。

○町長（小出隆道）

私はなぜ液化現象の言葉を使うといいましたら、和歌山県で液化現象の起こりやすい地域の図面があるんですわ。それへ富田川してあるよ。このときにそういう図面がありながら、私の立場から無視することなしに、やはりこういう図面には、上富田町のどこどこ地区は液化現象が起こり得るとということが図示されてあるということを、町民の皆さんにまず一点知っていただきたい。その次に出てくるのは、やはりそれに基づいて、家を建てる場合やったらどういうふうにするかというのをみずから検討していただきたい。ただ、既設の建物をどういうふうにするかというたら、注入するとか、基礎の部分を作り直すかということがあるんですけれども、これは到底個人ではできないような状況なんです。

ご存じのように、千葉県の上富田町なんか相当被害出ておりますけれども、ああいう被害出るんか、ただ液化現象起こるかということについてはわからない、実際のところ。私自身、聞いて回ったんですわ。昭和21年12月に南海地震起こっておりますけれども、聞きに行ったら、みんな上富田町でどんな被害起こったというのを記憶ないよと言う。なぜ記憶ないなというたら、ご存じのように白浜とか細野の津波の被害が多かったんで、いうたら今で言うボランティアに行っていたよというようなことで。上富田町で、あの程度でどのぐらいの液化現象が起こるかというのは、ちょっとわかりにくいなと思っております。

ただ、言われるのは、川のある流域は、やはり液化現象起こりやすい。そのことで、家を建てるときは十分配慮していただきたいと。それで極端にいうたら、液化現象起こったときにどういうふうにするという心構えだけ持っていただけるように、町民の方にはお願いしたいと思っております。

○議長（奥田 誠）

7番、大石君。

○7番（大石哲雄）

液化現象については、どんなほんまに被害があるかというようなことは、推し測れないところがあるんです。千葉県の上富田町へ見学というたらおかしいけれども、視察に行ったとき、本当に電信柱が横になり、あれが吹き上がり、本当に恐ろしいなと思いつつ、なぜかなというようにいろいろことで考えてきて質問させてもらったんですけれども

も、これからの家を建てる人、あるいは何かをするようにについては、それなりの状況を知らせると。現在のもう既設のところについては、起こってからやというようなことしか考えられないというようなことになるかと思うんですけれども、ただ、水道被害、これ無視できませんのでお聞きしたいと思うんですけれども、地震による液状化のほかに、地震によって想定される水道の被害状況、これ町長、どういうことを具体的に考えておられるかまずお聞きしたいと思うんですけれども。

#### ○町長（小出隆道）

上富田町の上水については、旧村の簡易水道から引き継いであるんですわ。それで一番恐ろしいのは、施設そのものというのは、ある程度我々も計画的に耐震化しています。一番先にしたのは、大山の配水池、現在しているのは、上水道の建屋の部分とか。ここで残っておるのが、浄水池はまだ残っております。それよりも配管自身が、そういう液状化現象とか震度によって持つか持たへんか。今言われるのは、こういうパイプあったら、中へクッション材をかませるということやけれども、これはもう上富田町だけではなく、全国的にされていないのが実情なんです。この対応については、今後せんなんよ。そういうことで、上富田町については、ちょっとページめくらせてください。

今、全国的に言われているのは、ウォーター・セーフティーネットという契約あるんです。これへ契約しております。これは本社が大阪府にある明和工業株式会社が主体になってあるんですけれども、要するに日本の各地へ指定して、水道資材とかそういうものを置いてあるんですわ。上富田町で被災したときには、被災のしていないところから持ってくるよ、どういう復旧したらええんかというたら、そこの技術者が来て指導していただけるということで、保険的なものに入っているよと。

実際、起こった場合は、そのリース代とかその使用料は取られますけれども、そういうものへ上富田町の水道施設は入ってあるという認識と、それともう一つは、水道業者にはそのときは優先的に復旧してほしいよという問題と、次に出てくるのは、先日もご理解いただいて、石川県の津幡町とか、斑鳩町と防災協定結んでいるけれども、やはり町内の業者ではそれだけの対応できんので、被災がしなかったまちから応援できるような体制を今後ともつくりたい。その資材については、先ほど言いましたところから取り寄せるというような格好になるということのシステムを持ってあるということのご理解をいただきたいと思っております。

#### ○議長（奥田 誠）

7番、大石君。

#### ○7番（大石哲雄）

配水管の災害による被害、それについての資材関係は保険を掛けているというか、調

達可能ということなんですけれども、それで水道施設あるいは浄水場施設、それから下水処理施設あるでしょう、本体。農業集配センターの本体。こういうところに直接被害があるということも、これ想定されておるんですか。

○議長（奥田 誠）

町長、小出君。

○町長（小出隆道）

一応、設計上は、例えば57年に建築基準法改正あって、それ以前のものとはそれ以後のものでしょうけれども、上富田町の農業集落排水施設の建物とか公共施設は、それ以後なんですわ。そういうことで、問題ないという判断しているけれども、ただ、そうではなしに、液化現象起こったら、ご存じのようにマンホールが上がるとか、マンホールのところで配管が折れるということがあるんで、そういう対応については、できたら水道と同じような格好で十分検討せえということはおっしゃっております。ただ、我々自身、その大きさによって全て違うと思うんですわ。一時的にするということが難しいんで、例えば下水道するとき浄水を直すとか、そういうことの取り組みはしやるのが実情でございます。

○議長（奥田 誠）

7番、大石君。

○7番（大石哲雄）

もちろんもう災害というのは、被害状況によって全然違ってくるんですよ。修理でも1日で終わると長期にわたるとということ、もう本当に質問もしにくいんですよ。それでなくても一から十まで全部聞くんかとか、あるいは一を聞いて千を知るんかとか、いろいろあるんで。そこら辺の答弁も難しいと思うんですけれども、聞くほうも難しいんで、これ。

一応、しかし住民の皆さんに、ちゃんと被害状況とかそがなことについてはどうなということをお聞かせしますので、それについての町の考えをお聞かせいただけますけれども、ライフラインというのは命を守るわけでありまして。ですから、上水道の供給停止が長期間にわたるとか、浄水場の機能が長期間にわたる。あるいは、下水機能の破壊状況が長期間にわたるといった場合も考えて、質問せんなんわけです。そういうようなことが発生した場合、どういふように対応するかというマニュアル、指針、こういうのが最悪の場合を大体想定して作成するものでしょう。そういうことはやっておるんですか。

○議長（奥田 誠）

町長、小出君。

○町長（小出隆道）

今、システムそのものもまだ書類的にはできていないんですわ。研究させているよ。何を研究させているかというたら、多分、上富田町の大山の配水池とか、南紀の台にある配水池とか、企業団地の配水池というのは、そういう対象されてあるんですわ。その出たところで水を確保せえというようなことを研究せえと、1つは言うております。もう1点は、上富田町の旧の朝来の小学校のところに、60トンの飲料水兼用の防火水槽を置いてあるんですわ。60トンあったら少なくとも3日ぐらいは、上富田町は飲料水としては確保できるんです。

ただ、そういうものをしてあるけれども、一番恐ろしいのは、生活用水にそれを使うことなしに、飲料水専用で使うていただいて、例えばの話やけれども、富田の水を極端にいうたら生活の雑排水に使うよう、飲料水に使うのはそういうふうにするよというようなことの区別分けを住民の方にとっていただけるような指導は、今後する必要があります。そのことについては、以前もお願いしたように、富田川流域に打込井戸を打って飲料水を供給するようにしたいなということで、今、両新田の水利組合が持っていたもう使われなくなったポンプがあるんですわ。それを一遍上げてみるとか、そういうことを研究せえということは、職員ともどもやっています。

○議長（奥田 誠）

7番、大石君。

○7番（大石哲雄）

これもまた飲料水については聞きやすいんですけども、例えば公共下水の機能が完全に仮になくなった場合、トイレが使えなくなるというような格好、それに対してどうするんなどというようなことは聞けないんですが、そういうふうなときにも一応マニュアルはつくっておるんですか。

○議長（奥田 誠）

町長、小出君。

○町長（小出隆道）

今、私どもは、トイレについては町内会のトイレ、災害時でも使えるように改修してほしいよという気持ちを持っております。ところが、出てくるのは白アリ出たから直しますよとか。我々については、できたら町内会のトイレをそういうときに使えるような格好でしていただきたい。町としましては、簡易トイレとかそういうものの保管はしております。例えば朝来の小学校へ行ったら、学校施設のトイレはどこにあるということは把握してあるよ、それが不足するようであったら、簡易トイレを持つよというようなことで、これはもう職員等は訓練しております。

○議長（奥田 誠）

7番、大石君。

○7番（大石哲雄）

ただ、町長、その町内会のトイレにしろ、どこのトイレにしろ、トイレそのものがつかえないようになるんやけれども。簡易トイレだけになってしまうような格好になるんでけすれども、それ以上のことはあれなんですけれども、一応、最低のことを考えて対策を講じていただきたいと思うんですけれども。飲料水が60トンあって、3日と言われたね。これも3日以上済んだらどうするんだというようなことは、これは聞きませんけれども。これ飲料水の例えば町内の供給体制、これ供給体制が例えばどのような格好で、給水車等は取りそろえておられるんですか。

○議長（奥田 誠）

町長、小出君。

○町長（小出隆道）

上富田町は給水車ではなしに、給水タンクを手前で持ってあって、それを極端にいうたら2トン車に乗せて給水するというこの体制と、もう一つは、先日生馬の財産区のほうへ、ご存じかもわからんけれども、梅の廃液しているポリのやつあると思うんです。1メートルぐらいの。あれを十何個寄附していただいたよということで、保管してあることはしてあります。できたらそういうものでどういうふうにするということは、研究をしております。ただ、言われるように、給水車あるんかというたらないんです。給水タンクを乗せる施設は十分、上富田町は対応できるような格好になっております。

○議長（奥田 誠）

7番、大石君。

○7番（大石哲雄）

給水車はないということで、それは十分給水タンクで対応できるということでよろしいんですな。

○議長（奥田 誠）

町長、小出君。

○町長（小出隆道）

こういうこと言うたら問題出てくるんですけれども、平成23年9月のとき、飲料水は最終的に余ったんです。上富田町もうたんです。飲料水だけやったら余るんやけれども、生活雑用水が不足するらしいんですわ。このときにも判断していただいて、飲料水はペットボトルとか、そういうもので対応していただきたい。生活用水については先ほど言いましたように、別のいうたら方法で調達していただくというような格好で検討し

ていただいたら、十分は間に合うと思います。

○議長（奥田 誠）

7番、大石君。

○7番（大石哲雄）

わかりました。

防災の日というのがありますね。1日訓練されておるんですけども、非常によいことで参加もさせていただいておるんですけども、ただ、私の目から見ますと、少しマンネリ化しておるとか、あるいは住民の皆さんも学生の皆さんも少し真剣身が足りないように見えるんですよ。私にはそう思われてならんのですけれども、いや、町長が言うにはそんなことはない、皆さん真剣だと。真剣に取り組んでいるんやでと言われるかどうかわかりませんが、その点どうですか、町長。

○議長（奥田 誠）

町長、小出君。

○町長（小出隆道）

確かにそのもの自体はもうマンネリ化してあると思うんですわ。ところが、熊野高校生については、やはり卒業していく子と入ってくる子があるんで、同じ基本的なことを繰り返すということが大事という認識しておるんです。例えばの話ですけども、野田の岩崎町内会は、高齢者も含んでもうて、毎年ではないけれどもしてくれるんです。この場合やったら、どこにおばあさんあるというのは町内会で把握しておいて、していただきやるといような格好になっておるんですけども、今後出てくるのは、町がしやる防災訓練に加えて、その地域その地域で実のある、今言われたようにマンネリ化するかもわからんのですけれども、実のある訓練をどういうふうにするかということが出てくる。

上富田町の場合は、うれしいとか嫌いな場合ないんですけども、津波の避難したら、上富田町のんびりしてあるんかと言われるんです。なぜのんびりしたというたら、上富田町は津波の被害がないよ、時間的な制約というのはさほどないと思います。水害については、ある程度予測できると思うんですわ。何時ごろどういうふうになるというの。そういう格好の中で、できたら町内会の人にパソコンなりそういうものの情報収集をして、みずからどういう行動とるかというのを日ごろからとっていただけるといような格好の啓発は、今後ともさせていただきたいと思います。

○議長（奥田 誠）

7番、大石君。

○7番（大石哲雄）

私が何回も参加するから、私がマンネリ化になっておるのかもわからないので、皆さん参加しているということは大変真剣ということで、まことに申しわけなかったんで、私は謝りたいと思うんですけれども、来年はそういうような先入観を捨てて、また新しい気分で参加をさせていただきたいと思います。

それで、町内単位で自主防災組織というのをつくっておるでしょう。今現在、どのぐらいの組織率かどうか、ちょっとだけお聞きしたいんですけれども。

○町長（小出隆道）

担当より、この点については説明させます。来年はぜひともヘリコプターでつり上げる役で。

○7番（大石哲雄）

乗らせていただきます。

○議長（奥田 誠）

総務政策課企画員、森岡君。

○総務政策課企画員（森岡真輝）

お答えします。

自主防災組織の現在の結成率ですけれども、99の町内会があります。その中で44の組織が結成されておりまして、44%となっております。和歌山県が今後、自主防災組織の結成率を100%を目指すという目標を立てておるんですけれども、今後もそういう目標に向かって取り組んでいきたいと町も考えております。自主防災組織の結成により防災力が高まるという効果はすぐに望めませんが、自主防災組織の中で役職を経験したり、防災訓練を経験することにより、住民一人一人の防災意識を高めてもらうことが重要だと考えております。できましたら、災害時にどのような行動をとるのかということ住民の方にはふだんから考えていただき、防災時の備えとしていただきたいと思っております。

○議長（奥田 誠）

7番、大石君。

○7番（大石哲雄）

まず、組織化ということから始まるということが一番大切なんですけれども、それが即、町内の防災力を高めるとか、あるいは高さを示しているわけではないんで、町長、先ほど申されましたとおり、住民意識の向上というのが非常に大切かと思うんで、その点とにかく力を入れてやっていただくようお願いしたいと思うんですけれども、ただ、私は訓練のほかに、例えば水道水が使えなくなったノー水道デー、あるいは電気が使えなくなったノー電気デーあるいはお医者さんが被害を受けて、お医者さんが閉まったと、

ノードクターデーと、そういうようなことも設けて、実践的な訓練を取り入れていってはいかがかと思うんですけれども、どうでしょう、町長。

○議長（奥田 誠）

町長、小出君。

○町長（小出隆道）

今、ご指摘がありましたように、電気がない生活とか、そういうことも経験させる必要もあるということで、そういう訓練の仕方も出てきたようでございます。訓練の仕方については、今後ともどういうものをするのがいいかということは、研究はします。朝来の児童館で、そういうことを取り組んでくれる人があるんですわ。例えば朝来のほうやったら、ベンチがコンロに早変わりになるよとか、自分ではハクキンカイロ的なものをつくるかというのをしていますんで、今後とも訓練については、その時代に応じたような格好の検討はします。

それともう一つ、さかのぼっての答弁になるんですけれども、岩崎は町内会単位ではしないんですわ。岩崎としてしやるよ。今度は出てくるのは、朝来でも高齢者の人の町内会あるんで、幾つかの町内会を固めてするということの、こういう考え方も若干出てきたんではなかろうかと思うんで、こういう点についてもご理解いただけるようお願いいたします。

○議長（奥田 誠）

7番、大石君。

○7番（大石哲雄）

あと10分ほどで12時になりますんで、少し急いでやらせてもらうんですけれども、もう1点、災害対策基金ということも、これ必要ではないかと思うんですけれども、災害を受けた公共施設の災害復旧も大変必要なんですけれども、そのときには各家庭の被害もどれだけ受けておるかわからんです。水害や地震になったら大きな地域になりますから。直接、住民の皆さんの被害に対しまして、町当局の対応策とか、こういうのを認識してもらって、あるいは安心していただく意味からでも、災害対策基金というのが必要ではないかと思うんですよ。どうでしょう。

こう言うと、町長、先ほどから答弁あって、お金がないという、これ。町長がお金がないと言われるんで、その前に前もって1つだけちょっと言わせてもらいたいんですが、水害、地震災害、これはもちろんいつ起きるかわからんですよ。直近、すぐ近くに起きれば、これは例えば基金を設けておっても、もうこれは間に合わないですよね。ただ、地震に限って言えば20年か30年、40年先でしょう。南海トラフなんか40年ぐらいの間と言われているでしょう。今からたとえ500万でも1,000万でも積み立て

ておけば、仮に40年後に起こったら大きな金になりますよ。

そういうことで、長い目でもって取り組んでいただきたいんですわ。お金がないと言われますけれども、今言うたように長い目でもって積み立てていけば、大きな金になるわけですよ。仮に40年後に大きな災害が起こって、積み立てた基金が大変住民の皆さんの役に立ったと喜ばれると。そういうような時点になれば、これは小出町長が始めてくれたと。大変ええことを始めてくれたと。これ、町長の銅像立ちますよ。これどうでしょう。

○町長（小出隆道）

僕、死んであるよ。

○7番（大石哲雄）

銅像というのは、大体死んで立つものなんですよ。

その点どうでしょう。

○議長（奥田 誠）

町長、小出君。

○町長（小出隆道）

我々一番心配してあるのは、その点なんですわ。町民の人に7日間の個人的な備蓄をしてほしいよという、こういう依頼してあるんですわ。ところが、実際備蓄については、例えば衛生とかそういう形の備品になりましたら、役場が調達せんなん部分、その支払いが実際そのときに支払えるかできんかということが出てくると思うわ。今言われるように、お金あるとかないとかじゃなしに、起こったときにどれだけのお金が必要って、どう調達できるかというのを常に考える必要があるんです。検討する余地あるんですけども、今のところは財政がしんどいんでこうしてあるけれども、私の一つの心配は、個人の人に1週間程度の備蓄はしてくださいよと。役場で調達したやつのお金の支払いについて、やはり検討せんなん時期に入ってきたような気はします。

○議長（奥田 誠）

7番、大石君。

○7番（大石哲雄）

淡々と答えられまして、これどうやら銅像の心配はすることないなど。

私の言う災害対策基金は、災害復旧に、例えば大きな災害あれば、国が緊急指令してくれるわけですよ。災害復旧基金というのは、国からくれるわけです。大きな災害の指定になったら。くれるというたらおかしいけれども、国がやってくれるわけですよ。私の言う災害基金というのは、発生後の対応としての基金で、被害者の生活復旧に直接する補助金とか見舞金等で、ハード面よりむしろソフト面で生活再建資金のための基金

と、こういうように考えておるわけですよ。そういうことこそ、住民が少しでも助かれば大いによしというようなことになるかと思うんです。そういうことであるから、町長の銅像が立とうかというような基金になるわけでございます。その点どうですか。

○議長（奥田 誠）

町長、小出君。

○町長（小出隆道）

銅像、無理です。といいますのは、平成23年9月の台風一連のときも、全て国からのお金で賄えたんと違うんですわ。億か何千万円かわからんのですけれども、相当、役場はまちの単独費でお金を出したのが実態なんです。例えばそこへごみが引っかかってあるよとか、家の後ろへ土砂が流れ込んできたよというのは、全部町でやったんです。むしろその考え、極端な例言うたら、上富田町はまだ甘いん違うかという。家の後ろへ流れ込んできた土砂なんかやったら、やはりその人でしてもらうのが一般的と違うかなと言われるけれども、上富田町はもう昔からですけれども、そういう面においては町でとりやるよ、それが町費でしてあるよ。

ただ、あのときはまだ基金があったらいいんですけれども、そういう基金がなかったら支払いもできんよ、工事も発注できんよというのがありますんで、まず、今言われたように、お見舞い的なこと以外にでも、そういうものをするお金が要ることの認識だけのご理解いただきたいと思います。

○議長（奥田 誠）

7番、大石君。

○7番（大石哲雄）

その認識は、今言うたように、家の後ろへ流れてきた土砂について、本当に建設の方の課長にもお世話になって、いろいろやっておりますんで、大変ありがたい認識はしておりますんで、その点ちゃんと申し上げておきます。

最後に、町長の災害に強いまちづくりというのをぜひとも具体的にちよっとご披露お願いしたいと思います。

○議長（奥田 誠）

町長、小出君。

○町長（小出隆道）

1つは国や県へお礼の申し上げたいことがあるんですが、公共事業については非常に風当たりきつい。その中で、上富田町は先もって急傾斜崩壊防止事業とか、土留め事業もやって、相当そういうものについては、補強的なものがされてある。それと、富田川も先ほど言いましたように、ほかの河川に比べたらできるよ、中小河川もできるよ。た

だ、それで十分かいうたら十分でない。今後ともこういうものについてはこういうもので、やはりまちの治水対策とか、そういうものはしたいと思っております。

もう1点は、やっぱり住民そのものが私の目から見たって、災害に対する危機意識が少ないような気がするんですわ。田辺やったらこういうことしやる、あそこやったらと言っただら、最後は津波の訓練ばかりしているような気がするんです。上富田町は今後、上富田町の実情にあった訓練をすることによって、町民の方に災害に強いまちやなという認識を持っていただけるようにと。

結論的に言いましたら、ハード面的なこととソフト面的なことを合わせて災害に強いまちにするについては、これは森岡企画員のほうから答弁させたらいいんですけども、脆弱な部分の調査というのをせえということになっています。ことしはモデル調査地域に選ばれて、上富田町としてはこういう脆弱な部分があるよということをおあらかじめ整理してあるということのご理解をいただけるようお願いしたいと思います。

○7番（大石哲雄）

それでは、1番目の質問を終わります。

○議長（奥田 誠）

災害対応策についての質問を終了します。

大石哲雄議員の一般質問の途中ですが、午後1時30分まで休憩し、午後から再度、大石哲雄議員の質問を続けます。

午後1時30分まで休憩します。

---

休憩 午前11時59分

---

再開 午後 1時29分

---

○議長（奥田 誠）

再開します。

午前に引き続き一般質問を続けます。

7番、大石哲雄君。

来年度予算についての質問を許可します。

○7番（大石哲雄）

前半に続いて後半ということで、これはもう最初で最後のことになるかと思うんで、いい思い出になります。お墓まで持っていきたいと思います。議長、ありがとうございます。

それでは、来年度予算についてということで質問をさせていただきます。

高速道路関係、あるいは国体というような大きな事業が一段落して、そういう点では町長も大変ほっとされているところだとは思いますが、しかし、町政は継続しているから休む暇がない、もっと働けという意味での質問ではないんですよ。そういう意味ではないんですが、平成28年度予算編成に向けて今鋭意取り組んでおられるところだと思いますけれども、その予算編成の、町長の編成の方針、これはどうかということを具体的に説明いただけるものであればお伺いしたいということで、もちろんこの個々具体的なことについては予算特別委員会でその都度質問して明らかにできる場所ではありませんけれども、町長の大きな方針を説明いただければ、その特別委員会でも質問しやすくなりますし、今お伺いするのが適切かと思ひまして、質問をさせていただきます。

○議長（奥田 誠）

答弁願います。

町長、小出君。

○町長（小出隆道）

ただいまのご質問に対してお答えさせていただきたいと思ひます。

平成28年度の予算編成方針につきましては、総務課長名で、この10月の下旬に各課長宛てに出しております。これはもう幾つかの項目で出してあるわけがございますけれども、大きな項目とこの背景について、財政担当の水口企画員からちょっと説明させていただきますので、よろしくお願ひします。

○議長（奥田 誠）

総務政策課企画員、水口君。

○総務政策課企画員（水口和洋）

7番、大石議員さんのご質問にお答えします。

平成28年度予算の編成方針についてのご質問ですが、平成28年度の予算の編成方針につきましては、上富田町財務規則第7条の規定に基づき、総務政策課長名で平成27年10月20日付で各課局長宛てに通知を行っております。

編成方針につきましては、平成26年度末の決算により、財政調整基金、減債基金の残高につきましては、一時的に2億2,620万9,000円が増加、この中には、本年度の大内谷の残土処分場整備事業の財源として充当しなければならない1億2,276万円が含まれておって、財政調整基金、減債基金の実質的な残高につきましては7億8,715万3,000円であり、依然として危機的状況にあることや、高齢化率の増加、紀南環境広域施設組合等一部組合への負担金、介護保険等の特別会計への繰出金、扶助費等の義務的経費の増加によりまして、経常収支比率も0.6ポイント悪化しまし

て90.9%となっている状況を各課局長へ通知しております。国の地方財政計画につきましてはまだ発表されておきませんが、地方交付税、地方譲与税等は例年どおり厳しい状況が予想されることから、平成30年度から実施を計画しております学校給食の財源確保に向け、経常経費の一層の削減を通知しております。

また、財政の健全化指標となる平成26年度の決算における実質公債費比率は13.3%であり、基準となる18%を切っておりますが、県内30市町村中ワースト5位とすることで、県や国の補助金を受けずに安易に起債に頼って事業を実施することは、実質公債費比率を悪化させるだけではなく、今後の事業が実施できなくなる可能性もあります。また……

（「今のところちょっと、もう一遍言うて。今の最後のほう」と大石議員呼ぶ）

#### ○総務政策課企画員（水口和洋）

財政の健全化指標となる平成26年度の決算における実質公債費比率は13.3%、基準となります18%は切っておりますが、県内の30市町村中ワースト5位ということで、国や県の補助金を受けずに安易に起債に頼って事業を実施することについては、実質公債費比率をなお一層悪化させるということになります。上富田町の直接の事業ではありませんが、加入しております一部事務組合の紀南環境広域廃棄物最終処分場の整備事業や紀南病院の事業実施の状況などにも実質公債費比率、将来負担比率に直接影響があるため、負担金計上時には今後の事業実施の情報収集を指示しております。

このような厳しい財政状況ではありますが、上富田町第4次総合計画及び平成31年度までの5年間で事業を実施します上富田町まち・ひと・しごと創生総合戦略の施策を推進するため、国の制度改正、各省庁の概算要求や予算措置の状況に留意するよう各課局長に通知し、予算を編成していく方針としております。よろしくお願いたします。

#### ○議長（奥田 誠）

7番、大石君。

#### ○7番（大石哲雄）

いろいろ言うてくれましたけれども、実質赤字比率が13.3ってか……

（「公債費比率」の声あり）

#### ○7番（大石哲雄）

実質公債比率、赤字公債比率やな、実質公債費比率、実質公債費比率が13.3で、これは県のワーストのほうに入るねんな。それで、国・県の補助金のない事業については安易に受けてやるなど、なぜ、今言うたように赤字の比率が高くなるからと、こういうような方針でやるというようなことで申されたんですけども、それに加えて、町長、

例えばそういうような町財政の中の大きなことはわかったんですが、ただ、町長の方針として、今回は今言うた、今回は特に住民の声なき声を聞くような小さな事業を取り上げていこうやないかとか、そういうような町長個人の方針というか、そういうようなこととはないですか。

○議長（奥田 誠）

町長、小出君。

○町長（小出隆道）

基本的には長期にしやる継続事業というのがあるんですが、地籍調査とか公共下水道事業、これはどういうふうにしてもせんなんよ。で、短期の継続事業、保育所等のような問題をしなければならない。ソフト的な面、例えば生涯学習とか福祉健康の継続的な面もやるし、あと国のほうから方針決まってきたら、上富田町だけではできんということではできんと思うんですわ。そういうものやりますよ、それと追加して、今後問題出てくるのは、地方創生の中で、この5年間で指標、最終的にこういうふうにしますよという指標を示した計画書になったんですわ。それを今各課へどういうふうを実施せえよということはどういうことか。

それ以外に、今しなければならぬ事業というのが出てくると思うんです。例えば、学校給食の用地についても、スポーツセンター付近で現在保有しやる土地でするか、新規に土地を買い求めてするか、それと以前からちょっとお話したと思うんですけれども、新川の北線、保育所しやるのはああいう南側のほうなんですわ。北川の道路を待避所つくれと言うてます。そういうものについては今しなければならぬんで、28年度の予算に向けて予算取りするかせんか、担当課で土地所有者と交渉させています。今言われましたように、やはり財源というのとは出てきますけれども、今どうしてもしなければならぬものというのを、極端に言うたら選別してするということの解釈をいただくようお願いしたいと思います。

○議長（奥田 誠）

7番、大石君。

○7番（大石哲雄）

そういうようないろんな小さな事業やら大きな事業があるかと思うんですけれども、特に、例えば平成28年度において町長が重点施策事業というように位置づける事業はどんなものかということも聞きたいんですけれども、特に、地方再生事業や1億総活躍社会ですか、そういうようないろいろな国からの方針もあるかと思うんですけれども、そういうような中でだぶることも多いんですが、町長がどういうことを平成28年度の重点事業として取り上げていきたいかというようなことございますか。

○議長（奥田 誠）

町長、小出君。

○町長（小出隆道）

先ほどお話をさせていただきましたように、地方創生については人口ビジョンが相当大的な考え方持ってくると思うんですわ。私は、上富田町のこの総合計画つくってから、今回第4次施行中ですけれども、この計画決して間違っていないと思うんですわ。そのことによって上富田町は人口もふえやるし、いろんな指標もふえやると思うんです。結果、何が上富田町でそういうふうになったというの分析させている職員に。それで結果、上富田町はみずからが丹田台の住宅つくったよ、白滝の住宅つくったよ、県営住宅を誘致したよ、それで企業団地をつくったということあるんですわ。それで今のところを職員らが分析したら、一般の宅地造成とマンション等については民間が相当ここの二年開発しやるんで問題ないのではなかろうかと。

次に出てくるのは企業団地、上富田町はもう企業団地は平成27年度で500坪ぐらいになってくる可能性あるんですわ。ところがこの間から試算しやったら、もう10億とか20億の単位のお金欲しいんですわ。それでこれはもう、極端に言うたら皆さん方に相談しますけれども、そういうお金出してでも企業用地をつくるかつくらんか、それが一番今ネックになってきやるのが状態ですわ。それで、私自身としてはしたいという気持ちあります。ただ、ご存じのように、議員さんも私も任期があるよ、それを長期的に見て、することがいいんか、極端な例言うたらそのことが負債となって後の町長なり、また後の議員さんに迷惑かけるというようなことになってくるかというのを慎重に考えなければ、何が何でもするというふうにはならないと思います。

それと、もう一つ出てくるのは学校給食、これ後の総務委員会でちょっと話しますけどよ、補助金がもらえるのが非常に厳しかったような感じします。そのときに、極端な例言うたら、県や国のほうで地方債だけでも発行して、これはもう何もうまみのない地方債なんですけれども、発行してでもできるかできんかというようなこと出てくると思います。それで1点としてはやはり、大きなお金を捻出するだけの上富田町として余裕ないよ、それで当分の間落ちつくまで、財政が落ちつくまで待つか、そうではなしに積極的に攻めるかというのが大きな課題になってくるように思うんです。

そういうことで、今のところは大変金の工面に苦慮しよるとというのが実態でございます。

○議長（奥田 誠）

7番、大石君。

○7番（大石哲雄）

非常に、1点、企業団地、大きなものに、町長の心の中では、現実的にはどうかわかりませんよ、しかし、胸の中で企業団地、恐らく給食センターも入るんでしょうが、そういうようなことをひっくるめた大きな計画で企業団地を、とりあえずは、欲しいな、できたらいいなというような考え方を持っているというような格好になりますね、わかりました。

これで質問を終わります。

○議長（奥田 誠）

以上をもって、7番、大石哲雄君の一般質問を終わります。

引き続き一般質問を続けます。

1番、松井孝恵君。

松井君の質問は一問一答方式です。

汗川地区の上下水道についての質問を許可します。

○1番（松井孝恵）

よろしくお願ひします。

先ほどちょっと家へお昼ご飯食べに帰ったんですけども、えらい緊張してきまして、といますのも、午前中から大石議員さんの流れるような質問と、それから、町長さんの笑顔でよどみなく答えるお姿を見て、私も一問一答としているんですけども、随分緊張してきまして、この間、田辺西牟婁で研修会行きまして、あのときカラオケ歌った以上に緊張していますけれども、何とか最後までやりたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

さて、本日私は汗川地区の上水道について質問をいたします。

この問題は、今までに幾多の先輩方が取り組まれて、また、私の住む市ノ瀬におきましては、榎本議員さんが地域の課題として取り組まれておりまして、当局から何度もお答えを聞いていることではありますが、申しわけありませんが私も地元選出の議員としていま一度聞かせていただきます。

私の中学校のときの話なんですけれども、市ノ瀬から上中行きまして、友達ができたわけなんです。初めてそのお家へ遊びに行こうというてみんなで遊びに行ったんですけども、行ったら、よう来たな、コーヒー飲むかいうて、そのとき、その人はやかん持って自分の家の前の川へ水をくみにおりていったんです。で、おまえらに飲ませるんやったらこれで結構やということで、そのとき冬でして、川もきれいやし、笑わすためのジョークか何かで水くみに行ったんやろうと思っていたわけなんです。

ようようその後、飲ましてもらいながら聞きますと、実は冬なのでパイプが凍っていて水が出ない。見たら、山から引いていたんですね。そこで初めて上下水道がないとい

う地域が上富田町にもあるということを初めて知りました。そのとき、その日は、町の中心から遠いし、水道は来ていないんやなというぐらいの感覚だったんですけども、こうやって今議員になりまして、またその議員になる前の活動におきまして、上富田町に上下水道がない地域が幾つかあると、こういうことを知ったわけでありまして。その一つが、私の言う市ノ瀬の汗川、上大中クリーンセンターの上流にある地域なんです。

それで自分で調べてみたんですけども、これ、ことしの5月のデータなんですけれども、今、上水道給水世帯数は6, 813件、上水道がないおうちが岡川に5件、汗川に2件、板木、生馬ですね、4件、上田熊に1件、それから生馬の大宮の簡易水道が12件、ほかには地下水をくみ上げている事業者さんなんかも幾つかあるということなんですけれども、まずお聞きしたいんですが、町内で上水道がない地域と戸数について、正確には今言った件数でちょっと合っていますでしょうか、お答え願います。

○議長（奥田 誠）

答弁願います。

上下水道課長、植本君。

○上下水道課長（植本 亮）

1番、松井議員さんのご質問にお答えします。

町内の上水道のない地区と戸数についてとのご質問ですが、それにお答えさせていただきます。

平成25年9月末で上水道の未給水世帯数を調べていますが、それによりますと、市ノ瀬、汗川地区で2世帯、生馬、稗田、板木地区で4世帯、岩田、上田熊地区で2世帯、岡、岡川地区で4世帯、そのほかに簡易水道を引いてはいますが大宮地区で11世帯となっております。よろしくお願いたします。

○議長（奥田 誠）

1番、松井君。

○1番（松井孝恵）

私も申し上げましたけれども、若干の変動はあるものの、9月の最新の数字ということで、これだけのお宅に水道が来ていないということで今確認させていただきました。

次なんですけれども、そうなりますと、上富田町が水道を引くべき地域はどうなっているのかということで、条例なんかを見てみたんです。水道に関しては、上富田町水道事業の設置等に関する条例、それから上富田町水道事業給水条例、これらを読みますと、どちらにも給水区域は上富田町一円とされているわけなんです。この一円といいますと、何でもかんでも上富田町やったらそうかというわけじゃなくて、例えば何百メートルもあるような山の上とかそんなてっぺんとか論外だと思えますし、例え

ば市ノ瀬というたらお寺のずっと裏の山に登って行ってそこに家が建ったらそうかという、これは常識の範囲だと思うんですけども、今言った私の住んでいる汗川の地区、この家の前、町道が通っているんですね。町道が通っていてそこに家があると。このおうち2軒とおっしゃいましたけれども、ここはいわゆる今言った条例に書かれた一円の地域に該当するかどうか、ちょっとお答え願えますか。

○議長（奥田 誠）

上下水道課長、植本君。

○上下水道課長（植本 亮）

1番、松井議員さんのご質問にお答えします。

汗川地区の町条例がいう一円に該当するかというご質問についてお答えさせていただきます。

上富田町内に汗川地区はありますので、町の条例でいう一円に該当すると考えます。

○議長（奥田 誠）

1番、松井君。

○1番（松井孝恵）

今のお答えでいいますと、一円の地区に入りますよということなんですね。上水道を引くべき対象かどうかはどうかしても、条例上は一円だと、こういうことなんです。そういった範囲内にありながら、上水道が設置いただけないというのはそれなりの理由がある、そういうことやと思うんですけども、まず私ら、位置が問題になってくると思うんです。私の家も随分、根皆田というところにありまして、標高だけでいうたら随分高いところにあるんですけども、ちょっと圧は弱いですけども蛇口ひねったら何ほども水は出てくる状態です。先ほど課長さん答えていただいた町内の上水道のない地域、これらの地域4つありましたね。ここの上水道の末端の配水管からそれぞれ距離にしたら大体1キロから3キロぐらいだと思うんです。近くの配水池からの標高差は低いところで14メートル、高いところで140メートルぐらいだと思うんですけども、お聞きするんですけども、今言った汗川の地区、末端配水管からの距離は約1.2キロメートルぐらいやと思うんです。この間、僕、バイクでちょっと走ってはかってみました。配水池からの標高というの、ちょっと僕計算できんので、そのあたり課長、わかりますか。

○議長（奥田 誠）

上下水道課長、植本君。

○上下水道課長（植本 亮）

1番、松井議員さんのご質問にお答えします。

汗川地区の配水池からの標高差というご質問でございますが、汗川地区に給水している配水池については、市ノ瀬の畑山にある上部の高区配水池になります。高区配水池のハイウォーターの水位の標高につきましては、常時変動はしておりますが、105メートルとなっております。また、汗川の今回お話の未給水当該地域の標高差は町道の高さで約86メートルとなっておりますので、高低差といたしましては19メートルとなります。

○1番（松井孝恵）

ありがとうございます。わかりました。

ですから、あの標高だけで言えば高いところにももちろんあるんですけども、この配水池からの差を考えれば、それほどむちゃくちゃ高いところにあるのではないということが私は言えると思うんです。上富田クリーンセンターから1.2キロ、ここまではとりあえず上水道が来ているような状態でありまして、例えば、いろいろやり方はありますけれども、途中距離が長いから中継地つくるんやとか、そういうことは全くなしにして、今の状態の形で例えば上大中クリーンセンターのあたりから何ミリがよろしいのかわかりませんが、一般的にいったらあそこで40ミリぐらいかな、そういったパイプを埋めて、ずっと仮にあの奥まで引っ張っていったときに、あそこで水圧というのは実際どんなものになるんでしょう。あるいは水が全然出やんというのか、蛇口ひねっても生活できやんよというような量になるのか、そのあたり試算というか計算したことございますか。

○議長（奥田 誠）

上下水道課長、植本君。

○上下水道課長（植本 亮）

1番、松井議員さんのご質問にお答えします。

40ミリのパイプで引っ張ると水圧的にはどのような数字になるかというご質問でございますが、簡易的に計算をしますと、距離が1.2キロありますので、管の損失水頭と言いまして管の中での損失水頭が約5メートルぐらいとなります。そのため、水頭差では1.4メートルぐらいになります。水圧にいたしましては0.14メガパスカルとなります。

○1番（松井孝恵）

すみません、課長、僕は専門的なのはちょっとわからんですけども、0.14メガパスカルというのは僕らでわかるように言うてもらうとすれば、蛇口ひねって水は出ますかね。一般的にそんなちょぼん、ちょぼんじゃなくて、すーっと普通に流れてコップで水が飲めますよぐらい出るんですか、どうですか。

○議長（奥田 誠）

上下水道課長、植本君。

○上下水道課長（植本 亮）

水頭差で14メートルぐらいになるかと考えておりますので、水道の蛇口からは水は出ます。ただ、瞬間湯沸かし器が作動する水圧になるかどうかというのはちょっと微妙なところはございますが、水は出るようになります。

○議長（奥田 誠）

1番、松井君。

○1番（松井孝恵）

ということは、極端な例ではなくて普通に生活できますよということやと思うんです。当然、それだけの距離を引っ張っていきますと、距離が距離なので、管の口径にもよると思うんですけれども、パイプの中に滞留する水も随分な量になると思うんです。殺菌の状態というのが非常にそうなる気になってくるんですけれども、この地域には今7人の方がお住まいでございます。それはいろんな使い道がありますけれども、年齢層も幅広いんですけれども、この7人が一般的な使い方をするとして、そうなった場合に蛇口での塩素の濃度とか、そういった飲み水としてたえられますかどうか、お答え願えませんか。

○議長（奥田 誠）

上下水道課長、植本君。

○上下水道課長（植本 亮）

1番、松井議員さんのご質問にお答えします。

塩素濃度についてというご質問でございますが、汗川地区の当該箇所につきましては、上大中クリーンセンターから40ミリの管を引いて管延長といたしまして1.2キロとなります。その管内に残留する水量につきましては計算をいたしますと1.5立方メートルぐらいとなると計算されます。2世帯で標準的に、今回7名の2世帯で標準的に使用する水量についてを計算いたしますと、1日に約1.25立方メートルぐらいとなります。これについて管内の水を使用するにかかる日数につきましては1.2日程度となります。水道水が入れかわるのに約1.2日程度かかるということですが、それについては大きな塩素濃度の低下はないと考えられます。

以上です。

○議長（奥田 誠）

1番、松井君。

○1番（松井孝恵）

ありがとうございます。なるほど、そうすると、先ほど聞きましたけれども、一円になりますよ、そういう地域にはあるんですよ、あるいは標高差についても19メートルですよ、水量については何とか出ますよ、塩素濃度は1.2日ぐらいで入れかわっていきますよということになると、引いたときに特別な問題はないんですねと、こう思うわけなんです。ただ、皆さんもご存じかも知れませんが、ここはたった家が2軒しかないわけで、上水道事業ということから考えたら、やっぱりコストであるとか効率であるとか考えないわけにはいかんと思うんです、そうですね。

それでも試算だけでもできると思うので、例えばもし上大中クリーンセンターからパイプを埋めていって、先ほど40ミリと言いましたけれども、専門家でないので私はどれぐらい深く埋めるとかそんなことも全然知らんわけですけども、もし実際にそうやって埋めてやって役場がするんやというたら、大体これ幾らぐらいかかるんですかね。

○議長（奥田 誠）

上下水道課長、植本君。

○上下水道課長（植本 亮）

今のご質問についてでございますが、試算という形でやりますと、塩化ビニール管の口径40ミリを町道に30センチの深さで埋設して1.2キロの距離を引っ張るということになると、約700万円程度かかると試算しております。

以上です。

○議長（奥田 誠）

1番、松井君。

○1番（松井孝恵）

今の金額ですけども、実は700万円という数字は私もなかなかわからなかったですけども、ちょっと知っている水道屋さんとかに聞いてみたんです。今やったら、僕、よくわからんですけども、パイプ埋めやんと、それやったら川のところでも引っ張っていったらええんちゃうんかと、こんなことを言う方もいらっしゃるわけなんです。

例えば、配管を河川に沿って引っ張っていったらもっと安く済むとか、あるいは、そういう場合はクリーンセンターのところにメーターをつけないのかかわかりませんが、あるいは、どこか、あそこは遠過ぎるんで、どこぞ山越えて、どこぞ近いところから水を引っ張ってくるような方法がないとか、そんな方法だったら安く済むんかなとも、情報としたら聞くわけですけども、それは、実際上下水道を行う立場として、そんなことはできますか、できませんか。やっぱり埋めなあかんのですか。

○議長（奥田 誠）

上下水道課長、植本君。

○上下水道課長（植本 亮）

一応簡易水道等で、黒のパイプで1.2キロぐらいを引っ張っているという状況はあるかとは思いますが、あくまでも簡易的な方法であります。また、後の維持管理等も考えますと、水道事業につきましてそれをやるということは、ちょっといろんな問題がありまして難しいかと考えております。

以上です。

○議長（奥田 誠）

1番、松井君。

○1番（松井孝恵）

そういうことであれば、やっぱりどう考えても、それは、普通にするんやったら700万かかりますよと、こういうことだと思っんです。大変な金額になりますよと、そういうことであろうかと思っんです。それで、水道事業としてはできない、採算が合いませんと、だから、これは無理ですよと、今の財政を考えてもこうだというお話やと思っんです。

ただ、それだけでもうお金もないさかいにと言っんだったらわかるんですけども、やっぱり人の口というのはなかなか、これは皆さんが言っっているんじゃないくて、人の口というのはこんなことも言っんですよ。まあ言ったら、あんたら水道ないのわかっておっってそこへやっって来たんと違っんかとか、あるいは、極端な例で、麦小森の上へ別荘を建てられたら、そこまでわしら引っ張らなあかんのかとか、やっぱり何億かかけたらできますよとか、これは、いろんな人が言っわけです。

それで、住民生活課長にちょっとお聞きしたいんですけども、この地域に人が全く住んでいなかったというのは、昔と違っますよ、町制ができてからでもいいんですけども、人が全然住んでいなくて、そういうような状態、空白の状態があっただけどうか、ちょっとわかる範囲でお答え願っえませんか。

○議長（奥田 誠）

住民生活課長、原君。

○住民生活課長（原 宗男）

1番、松井議員さんにお答えをいたします。

人が住んでいたかについては、一つの判断として、そこに住民票が置かれていたかどうかで判断することができますが、これについてはお調べすることはできません。また、仮に住民票が置かれていても長期にわたり不在のケースもありますので、この地域の空白の期間については、ご近所や地域住民の方々に確認させていただくしか調べる方法がないかと思っっております。

そういうことから、地域住民の方々に確認をしてみますと、空白の期間がなかったように思われます。

以上です。

○議長（奥田 誠）

1 番、松井君。

○1 番（松井孝恵）

ありがとうございます。

私が聞き合わせた中というのか、地域に住んでおっっているいろいろ調べる中では、集落がずっとあって人が住んでいたと、こうお聞きしておるんです。

すると、上下水道を引けない事業としての理由はあるけれども、私は、本来的には引くべき地域であると考えます。いろいろ理由ありますね、お金はないけれども、距離があるとか、いろいろあるんですけれども、人が言うように、水道がないのにわかっておって来たんやろうというようなことは、誰も私は言えやんと思うんです。

今、この現状なんですけれども、2軒の家がありまして、片方の家というのは老夫婦さんが住んでおられます。これはもう口約束で、あるいは、何かの会話のついでに言われたと思うんですけれども、前の町長さんに、来たら水道を引きますよと言われておったよと、もう何年も言うわけですよ。こんなこと、常識でないし、こんなこと、全然僕も相手にせんですけれども、そやけれども、ちょうど18年前にここへ来たとおっしゃっていました。ちょうど町長さんが新人で当選されてしばらくしてから来たんだと思うんですけれども。

（発言する者あり）

○1 番（松井孝恵）

違いますか、前ですか。はい。ちょうど18年ぐらい前であると。

来たときには、お隣さんも住んでいたし、もう1軒家もありましたよと、こう言うんです。今、この夫婦、どうしているかと言いますと、簡易な施設で地下水をポンプアップして、ただ、大腸菌がたくさんあるんで飲めないよと。それで、保健所に持っていったけれども、それはもう飲み水として適していませんよと、こう言われているわけです。雨が降ったら濁って、もちろん詰まるし、風呂も入れんし、洗濯できやんと。これはもう、そんなことぐらいはそこに住んでいて仕方ないと、僕も思うんですけれども、最低限の飲み水というのは必要なんで、富田川の水を自分でくんだりとか、市販の水をストックしたりとか、それで、ふだん出かけたときに焼酎か何かのペットボトルに入れてもらって、分けてもらって水道水をもらってきて飲んでおりますよと、こういうことなんです。

ご高齢ではありますけれども、車の運転をとりあえずできますので、ただ、直近で自分も大病して最近ちょっとしんどなってきたよとか、それで、奥様自身が病気をしまして、単車あるんやけれども単車に乗れんように、ちょっと頭のほうの病気やったんで単車に乗れやんということで、子供さんも近くにおらんし、先々なことをいろいろ心配されてこうおっしゃるわけなんです。

もう1軒、お隣、今、家がありまして、ここは旦那さんと奥さんと子供さん3人、来年中学に入る子供さんがいらっしゃるんですけども、そういう方が住んでいて、ここはもともとお母さんが住んでおって、そこに息子さんが帰ってきて、山からパイプを引っ張って水を持ってきていたんで、飲み水は煮沸して飲んでいると、こういうことなんです。

まあ、こういうことを言うたところで、やっぱりわかり切ってと言われるんですけども、そこで考えられることは、最悪引けませんよということになったら、やっぱりほかの支援の方法があるかどうかちょっとお聞きしたいんです。それは、やっぱり上下水道事業というだけでなく、やはり民生的にとか、そういった形でやはり支援というのは必要かと思うんですけども、今、まちではどんな仕組みになっておりますでしょうか。住民生活課長。

○議長（奥田 誠）

町長、小出君。

○町長（小出隆道）

先ほどから説明していますように、上富田町では大宮にもありますよ、岡川にもありますよ、それで、この方については、多分平成8年とか9年ごろやと思うんです。9年ごろやと思うんです。

前の町長も、先ほど言われたように、来たら水道引いたると約束したという、そのことは初めて聞いたんですけども、私になってからでも、その問題があるというのは認識していたんです。ところが、この方を解決するならば、大宮の人へも水道を引かんなんよ、岡川へもせんなんよ、そういうことは、物理的、金銭的に無理やと思うんです。

それで、極端に言うたら、そういう方については、工事費を負担していただいたらできる方法は出てくると思いますけれども、何分にも多額な工事になってくると。それで、極端に言うたら、先ほど言いましたように、そういう環境であるということは理解の上で来たというふうになってくると思う。もう周囲の方が。

それで、極端に言うたら、あそこへするとするならば、順位的に言いましたら、岡川の方とか、上田熊の方とか、大宮の方も一緒に解決しなければできんということの認識をお願いしたいと思う。

この問題については、経緯があります。極端に言うたら、私は、できたら、ごみの処理場のところへ簡易的に水栓ひいて、そこにくみに来たらどうですかという提案もしたことがあるんですけども、そういうことについても、積極的な、していただいであれしいよという回答はなかったと思うんです。経緯があるということの踏まえだけは、ひとつはお願いしたいなと思っております。

言いますけれども、〇〇さんのことを解決とするならば、上富田町のほかの方についてもどういう取り扱いをするのか、そういうことについては、今の上水道事業でやったら不可能であるというご認識だけはいただきたい。

○議長（奥田 誠）

1 番、松井君。

○1 番（松井孝恵）

町長、僕もそういうことはよくわかるんですよ。それはそういうことなんで、今の前に質問したのは、そういうことが無理であれば、民生的な取り組みはどうなっていますかというて、課長にお聞きしたんで。

○町長（小出隆道）

いや、それでな、極端に言うたら、民生的というけれども、その人だけにはならんて。生馬の人も同じように民生的にしてくれとなってくる。

○議長（奥田 誠）

1 番、松井君。

○1 番（松井孝恵）

と言いつつも、今現在の、そしたら、住民生活課であれば、その課の実際の取り組みというのはどんなのがあるか、ちょっと教えてもらっていいですか。

○議長（奥田 誠）

住民生活課長、原君。

○住民生活課長（原 宗男）

1 番、松井議員さんにお答えします。

民生的な支援ということですので、例えば、高齢の方でしたら、介護とか医療とかの関係で言うと、ご不便なことが起こるかもわかりませんので。民生委員は地域見守り協力隊による定期的な訪問などもあるんですけども、高齢者の方につきましては、総合的な相談支援を地域包括支援センターで行っておりますので、何かお困り事がありましたら、また地域包括支援センターのほうへご相談いただけたらと思います。

また、地域包括支援センターの職員も訪問させていただきますので、ご相談を聞かせていただいて、聞かせていただいた内容によっては、どこか別のところをお世話せなあ

かんかもわからんし、まず、相談を聞かせていただくということでよろしく願いをいたします。

○議長（奥田 誠）

1 番、松井君。

○1 番（松井孝恵）

ありがとうございます。

このことは、近くで言えば、ちょうど平成22年の第2回定例会で、当時、岡の議員さんが水道のことで質問されているんです。そのときに町長さんは、今もおっしゃっているようなことなんですけれども、買い物も含めて、高齢者化社会に到達するんでまちの対応が必要になりますね、それと、やっぱりそのことに関連については、例えば、見回り隊をどうするかとか、そういういろんな議論を職員にさせていますよと。こういうお話やったんですよ。

そういったことがあったんで、私、今、あれから5年もたったんで、どういう形になっているかと、今、お聞きしたわけなんです。

町長、変な話、私、議員になりましてつくづく思うことがあって、この間一般質問の打ち合わせがありまして、職員さんと話ししたとき、ちょっと愚痴みたいなことを言うたんですよ。それは何かと言うたら、職員さんは、やっぱり自分らで何かをやろうというときに組み立てて、そして、町長さんのところに上げていって、それで町長さんが決裁してくれたらいろんなことができると思うんやけれども、議員というたら、人が言うほど、人はまた別の人と捉え方で変わっているんで、何か議員さんというたら何でもできるかのように考えられているんですけれども、そういう意味では、町長がよくおっしゃる、私の、これ、議員の質が低いからできんのかもわかりませんが、ただ、私の質が幾ら低かっても、やっぱり住民の資質というのは低くないわけなんで、その中で選んでいただいたんで、無理を承知でお話、今回、質問させていただいたわけなんです。

こんな無理な話、例えば、行政とか、民間の会社でもそうですけれども、言うたときに、なかなかそれは理解できませんよ、それは合わんし、コストも。そやけども、こういうたった一人のためにでも何かやろうかというような話は、政治家やなかったら、私、できやんと思うんです。このことをわかるのは、やっぱり、今ここにおる私と、先輩、同僚の11人の議員さんと、この中でいうたら、5回も選挙で圧勝してきた小出町長さんしかおらんわけなんですよ。

ですから、お話、今回聞かせていただきましたけれども、その中で決断できるのは町長さんだけで、これは700万、これは無理ですよということはよくわかったんですけれども、今現状、あれから随分時間もたっていますし、いろんな仕組みもあるよ、見回

りもあるよ、あるいは、地域包括もあるんで、困ったら相談してきてねとおっしゃるものの、やっぱり、今、一回、職員さんをぜひ派遣してもらって、現状の把握と今後の課題ぐらいもう一回見てもらっても、私はいいと思うんです。

それも、これはこうやおっしゃいますか、町長、ちょっとそこをお願いします。

○議長（奥田 誠）

町長、小出君。

○町長（小出隆道）

私が以前に提案したのは、あそこのごみの処理場のところまで上水道が来てある。そこへは水道、極端に言うたら、ただでも構わん。これはなぜかと言うたら、使う量というのは、たかが1立方程度なんです。そこへくみに来てくれるようであったら、その施設はしてあげますよという提案はしたことがあるんです。

今でも、もしあそこへ来てくれるんやったら、極端に言うたら、上水道を取り出せるような格好にいつでもできると思うんで、します。ただ、それから奥へとなったら、それは自己負担でしていただけるようにお願いします。

上富田町は水道を引きないと言うているのと違うんです。引きないと違うけれども、やはりそれだけの負担をしていただけるということの義務が発生するということのご理解だけはいただきたい。私は、決して引かんとは言わないんです。引くとするんやったら負担はかかりますよというご理解だけはお願いしたいと思います。

○議長（奥田 誠）

1番、松井君。

○1番（松井孝恵）

そういう意味では、私もその部分というのはよく理解しております。

ただ、いろんな方法も含めて、やはり、僕は情緒的とかいうことばかりを言うておるわけじゃないんです。やっぱりそうやって誰でも年をとってきたら、当時若いときはやっぱり強気なことを言うて、こうやこうやでしてきた者でもやっぱりそうなるよ。そのときに、やっぱりどこで話を落ちつかせるかというのはあると思うんで、私も地元に住んでいますから、そういうことも含めて、また、今後いろいろ地域の人ともお話をさせていただきますし、今回のこともお伝えさせていただきます。

これにて私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（奥田 誠）

2時25分まで休憩します。

---

休憩 午後 2時14分

---

再開 午後 2時23分

---

○議長（奥田 誠）

再開します。

引き続き一般質問を続けます。

2番、谷端清君。

谷端君の質問は、一問一答方式です。

保育所についての質問を許可します。

○2番（谷端 清）

最後の質問者として。本当に、今、休憩時間をいただきまして、ちょっと緊張がほぐれたと思っておりますので。

いよいよ新聞で、今、工事の発注先の保育所の新名称がなのはな保育所という名前になったということで、その名前をさせていただきます。

保育所について。1番、なのはな保育所建設工事について。2番、なのはな保育所入所児童について。

1番と2番とちょっと併用するときもあるかもわからないんですけども、その辺、ご了承のほどよろしくお願ひします。

それでは、今、少し工事がおくれていると思うんですけども、マスター工程と現在の工程とはどのようなになっていますか。

○議長（奥田 誠）

住民生活課企画員、坂本君。

○住民生活課企画員（坂本 巖）

2番、谷端議員さんのご質問にお答えいたします。

当初のマスター工程におきましては、12月末において内装工事の完了となっておりますが、現在の進捗状況につきましては、本日より内装工事、耐火壁等の工事を行っております。

現在の進捗率といたしましては、45%というふうになっておりますのでご報告いたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（奥田 誠）

2番、谷端君。

○2番（谷端 清）

ということは、現在が45%、マスター工程でいえば何%になっているんですか。マ

スター工程とすれば。

○議長（奥田 誠）

住民生活課企画員、坂本君。

○住民生活課企画員（坂本 巖）

マスター工程どおりいっていますと、約60%以上になっているかと思います。

○議長（奥田 誠）

2番、谷端君。

○2番（谷端 清）

わかりました。

それでは、そうしたら、原因はどこに、どのように考えられますか。思われますかね。

○議長（奥田 誠）

住民生活課企画員、坂本君。

○住民生活課企画員（坂本 巖）

お答えいたします。

建物を建てるにおいて、建築確認申請を行うところでございます。これにつきましては、意匠であったり、設備環境の審査、協議等の事前審査等の策定が行われておりますけれども、当初想定していた以上に時間を要したとの認識を持ってございます。

以上です。

○議長（奥田 誠）

2番、谷端君。

○2番（谷端 清）

ちょっと聞いたんですけれども、くいのことでも何か時間かかったとは言われているんですが、その辺どうでしょうか。

○議長（奥田 誠）

住民生活課企画員、坂本君。

○住民生活課企画員（坂本 巖）

工程において、くいに限らず、構造計算等々計算するわけではございますが、建築確認がおりてからのくいの発注というふうになってきますので、くいの発注からできる上がる間に約1カ月を要したと、そのようになってございます。

以上です。

○議長（奥田 誠）

2番、谷端君。

○2番（谷端 清）

ということは、確認申請が今おこなわれているということでありまして、確認申請は大体いつ提出して、確認申請がいつおりにてきましたかね。

○議長（奥田 誠）

住民生活課企画員、坂本君。

○住民生活課企画員（坂本 徹）

お答えします。

確認申請につきましては、平成27年6月22日に出してございます。それをもって確認済証が交付されたのが平成27年7月1日となっております。

以上でございます。

○議長（奥田 誠）

2番、谷端君。

○2番（谷端 清）

そうしますと、2月の臨時会で工期を間に合わせるために臨時会を開きまして、工事請負契約をしたと思いますけれども、その辺、早くしたのにおくれたと、その辺はどのように考えられていますか。

○議長（奥田 誠）

住民生活課企画員、坂本君。

○住民生活課企画員（坂本 徹）

議員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、2月18日に臨時議会を開催いただきまして、統合保育所建築工事請負契約書の締結についてご承認いただきましたこと、まことにありがとうございます。

当局といたしましても、少しでも早く、安心・安全に子供さんを預けていただけるよう、保育施設の完成を目指し、3月定例議会を待たずして臨時議会に提案させていただき、ご承認いただいた工事請負契約の締結をさせていただきました。

本工事につきましては、着手してございませんが、地盤改良工事や既設第1保育所の屋根の防水工事並びに壁のコーキング、塗装等施工できるところから着工させていただきましたので、時間的には無駄はなかったと考えてございます。

以上です。

○議長（奥田 誠）

2番、谷端君。

○2番（谷端 清）

そうしたら、新聞でも出ているように、入所日は4月1日と考えてよろしいですか。

○議長（奥田 誠）

住民生活課企画員、坂本君。

○住民生活課企画員（坂本 巖）

入所につきましましては、なのはな保育所の入所につきましましては、ゼロ歳から2歳につきまして4月より増築施設におきまして保育の実施を考えてございます。

また、3歳児以上につきましましては、既設の第1保育所の改修工事を4月より行うため、3歳以上の児童につきましましては、第2保育所において7月末まで保育を実施させていただきたいと考えております。

なお、工事につきましましては、工期内完了を目指し、最大限努力をしたいと存しておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（奥田 誠）

2番、谷端君。

○2番（谷端 清）

今、坂本企画員のほうから、工事完了が7月末の予定ということで、第2保育所の園児、3歳児から4歳児、なのはな保育園への移設はいつぐらいと考えられていますか。

○議長（奥田 誠）

住民生活課企画員、坂本君。

○住民生活課企画員（坂本 巖）

既存の第1保育所の改修が7月末日となっていることから、8月に入ってから移設になると思いますが、工事の進みぐあい等、少しでも早く移転できるようであれば、最大限の努力をしたいと考えてございます。

以上です。

○議長（奥田 誠）

2番、谷端君。

○2番（谷端 清）

そして、また、増築棟の完成がまだ7月ですね。仮引き渡しはその時分と考えてよろしいですかね。

そして、また、改修棟のほうなんですけれども、今後3歳児の保育室が今の図面で見ますと3室になっていますけれども、4歳児、5歳児が2室しかないんですけれども、どのように考えられますか。

○議長（奥田 誠）

住民生活課企画員、坂本君。

○住民生活課企画員（坂本 巖）

現在の図面上におきましては、各年齢の保育室を示してございますが、入所児童につ

きましては、その年々で変動がございます。そうしたことを踏まえ、実際のところ流動的な部屋割というふうになっていくかと考えてございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（奥田 誠）

2番、谷端君。

○2番（谷端 清）

それでは、また、増築棟のほうも多分同じような感じだと思うんですけども、増築棟でもゼロ歳児が何人の園児を予定しているか、また、1歳児、2歳児の園児もできたら、わかる範囲でお願いしたと思ひますけれども。

○議長（奥田 誠）

住民生活課企画員、坂本君。

○住民生活課企画員（坂本 巖）

現時点におきましては調整中ということで、ゼロ歳児保育につきましては、なのはな保育所においては7名の定員を、1歳児につきましては、2保育所で35名、2歳につきましては66名の定員と。

これにつきましては、11月の入所の今調整をしてございますので、確定ではございませんので、その点ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（奥田 誠）

2番、谷端君。

○2番（谷端 清）

そうしたら、また、工事建設で、保護者の、今、送迎時の現在の周辺道路の状況というんですか、保護者が園に迎えにくるとき、その交通渋滞というんですか、工事をしているので、その辺どういうふうにかえられていますか。

○議長（奥田 誠）

住民生活課企画員、坂本君。

○住民生活課企画員（坂本 巖）

谷端議員もご承知のとおり、今、防護柵等を設けた中での工事をさせていただいてる中で、保護者の皆様方におきましては、送迎の際に大変ご迷惑をかけているというふうに思ひます。

そうした中で、工事の加減上、その部分を保護者の方にお便り等をもってご理解いただき、また、狭い駐車場になっておりますので、保育所長等が朝の、また、夕方という送迎の時間については街頭に立って車の整理もやっておるといふ次第でございます。よろしくお願ひします。

○議長（奥田 誠）

2番、谷端君。

○2番（谷端 清）

ということは、保育園の先生でも見ているということで、そういう感じでよろしいですか。

そうしたら、1番の、今なのはな保育所の建設工事については以上にさせていただきます。

次、2番目のなのはな保育所の入所児童についてですけれども、これははるかぜのほうも少し質問も入っているところがあるので、その辺、ちょっとよろしくお願ひします。

まず、最初に、平成27年度の入所申し込みについてと、28年度の入所申し込みについてですけれども、入所の基準が少し変わっているところがあるんですが、その辺、どう変更考えられますか。

○議長（奥田 誠）

住民生活課企画員、坂本君。

○住民生活課企画員（坂本 巖）

平成27年度の入所申し込み、広報に載せさせてもらってございます。その中で、28年と27年の広報の一部が変わってございます。

この部分につきましては、入所基準において、平成27年度におきましては、妊娠・出産については産前産後3カ月となっておりましたが、平成28年度については、産前産後8週と変更してございます。

この変更の理由につきましては、労基法の改正により産前産後については、休業期間といたしまして産後8週間を設けなければならないとの定義によるものでございます。

また、その他入所基準につきましては27年度と変更等はございませんので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（奥田 誠）

2番、谷端君。

○2番（谷端 清）

そうですね、項目も非常にふえていまして、3カ月が8週間になったというのは今の法律でそういうふうになっているということで理解してよろしいですね。

定員利用は変わらないんですけれども、職員数ですか、その辺どのようになりますかね。定員人数は一緒なんですけれどもね。

○議長（奥田 誠）

住民生活課企画員、坂本君。

○住民生活課企画員（坂本 巖）

お答えします。

利用定員につきましては、現在、11月の入所申し込みをもって集計し、調整をしておるということですが、入所児童に応じた職員の配置を考えてまいりたいと考えておりますので、現在、入所児童を調整中ということですので、よって職員の配置につきましても今後検討してまいりたいと存じます。

よろしく願いいたします。

○議長（奥田 誠）

2番、谷端君。

○2番（谷端 清）

今、入所申し込みでも出す、そしたら定員オーバーではないと、その辺どうでしょうか。

○議長（奥田 誠）

住民生活課企画員、坂本君。

○住民生活課企画員（坂本 巖）

お答えします。

入所児童申し込みについては、参考までにお話しさせていただきますと、統合保育所、なのはな保育所においてですけれども、11月10日現在において、ゼロ歳、1歳、2歳、この部分で定員のオーバーが出てございます。ゼロ歳についてはオーバーはございません。はるかぜ保育所につきましても、今考えている定員からすると、1歳、2歳の定員がちょっと多いのかなというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（奥田 誠）

2番、谷端君。

○2番（谷端 清）

ということは、今、定員オーバーということであれば、もし、そこで待機児童になる可能性もあるというふうに考えられますかね。

○議長（奥田 誠）

住民生活課企画員、坂本君。

○住民生活課企画員（坂本 巖）

待機児童についてでございますが、昨今、保育利用を見てまいりますと、ゼロ歳に限らずゼロ歳から2歳の低年齢児の保育の要望が多くなってございます。そういった実情から、公営保育所での対応につきましては、統合いたしましたけれども限られてくると。

そういうことから、民営によります手だてということの中で、来年度、改修予定でございます、小規模保育事業も含めた中で調整をしてまいりたいと考えてございますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

○議長（奥田 誠）

2番、谷端君。

○2番（谷端 清）

そしたら、特別保育の実施状況はどのようになっていますかね。

○議長（奥田 誠）

住民生活課企画員、坂本君。

○住民生活課企画員（坂本 巖）

特別保育についてでございますけれども、はるかぜ保育所におきましては、延長保育並びに一時預かり、また子育て支援センターの運営を行っております。なのはな保育所につきましては、現在のところ延長保育の運営のみを考えてございます。

以上です。

○議長（奥田 誠）

2番、谷端君。

○2番（谷端 清）

なのはなに変わりますと、今度は開所時間ですか、休所日も、その辺どのようになりますかね。

○議長（奥田 誠）

住民生活課企画員、坂本君。

○住民生活課企画員（坂本 巖）

開所時間につきましては、第一、第二につきましては同一時間の午前7時半から7時までとなって、第二保育所につきましては6時半までの保育というふうになってございました。これが統合し、なのはな保育所とはるかぜ保育所に2つとなった場合におきましては、2保育所とも午前7時30分から午後7時までの保育の実施となります。なお、午後6時30分までが標準預かりという認識のもとでお願いしたいのですが、それ以降の7時までについては延長保育対応というふうな運営となっておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（奥田 誠）

2番、谷端君。

○2番（谷端 清）

そしてもう一つ、休所のところで、休所日は前はちょっといろいろ違っていたんです

けれども、今回、なのはなとはるかぜはどのようなふうになっておりますか。

○議長（奥田 誠）

住民生活課企画員、坂本君。

○住民生活課企画員（坂本 巖）

休所日についても、土曜については希望保育と、そのほかの部分についてはなのはなもはるかぜも一緒でございます。

○議長（奥田 誠）

2番、谷端君。

○2番（谷端 清）

お盆は休みになるんですかね、8月は、13日から15日は。はるかぜのほうは休みになっていないんですけれども、その辺一緒なんですか。

○議長（奥田 誠）

住民生活課企画員、坂本君。

○住民生活課企画員（坂本 巖）

はるかぜと同様に休みになってございます。

○議長（奥田 誠）

2番、谷端君。

○2番（谷端 清）

そしたら、上富田町の利用者負担額、他の市町村と比べてどのようになっていますか。

○議長（奥田 誠）

住民生活課企画員、坂本君。

○住民生活課企画員（坂本 巖）

上富田町の利用者負担額につきましては、27年度の保育料でありますが、保育料の上限が国基準で定められておりますので、近隣町村との比較いたしましてもほとんど差がないものと思います。

○議長（奥田 誠）

2番、谷端君。

○2番（谷端 清）

そしてまた園長のことなんですけれども、なのはな保育所と朝来第二保育所が4月から3歳児、4歳児になるんですけれども、その場合、園長は1人と考えてよろしいんですかね。なのはなか第2かどっちかということでもよろしいんですかね。

○議長（奥田 誠）

住民生活課企画員、坂本君。

○住民生活課企画員（坂本 巖）

保育所長並びに職員の配置等につきましては、全体の人事を見ながら検討してまいりたいと存じておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（奥田 誠）

2番、谷端君。

○2番（谷端 清）

そして、ゼロ歳児なんですけれども、なのはな保育所に移行すると、はるかぜから、はるかぜの保育所のゼロ歳児がなくなると思うんですけれども、今後どのようにゼロ歳児の部屋を活用と考えておりますか。

○議長（奥田 誠）

住民生活課企画員、坂本君。

○住民生活課企画員（坂本 巖）

本年度まで、はるかぜ保育所においてゼロ歳児の保育をしており、来年度からなのはな保育所のほうへ統合するという中で、はるかぜ保育所におけるゼロ歳児の保育室につきましては、1歳児の入所をふやすという運用を考えてございます。

以上でございます。

○議長（奥田 誠）

2番、谷端君。

○2番（谷端 清）

そうしましたら、保育園に園児が入所しておりまして、保護者が育児休暇を取得した人は子供は在園児として通えますかね。

○議長（奥田 誠）

住民生活課企画員、坂本君。

○住民生活課企画員（坂本 巖）

昨今、報道等でも大変問題になっている、親が育児休業に入ったら園児が退所しなければならないというふうなことが昨今ございます。そうした中で、子ども・子育て新制度において、保育を必要とする理由の1つといたしまして、育児休暇、育児休業取得時に既に保育を利用している子供がいて、継続利用が必要であるということを育児休業中であることを理由に直ちに退所というふうなことはなく、保護者の方に継続利用を必要とする状況であるのか等を伺いまして、なるべく児童の負担にならないような措置を考えてございます。

○議長（奥田 誠）

2番、谷端君。

○2番（谷端 清）

ということは、処置をしていただいたら通えるというように考えてよろしいんですかね。

そしたら、子ども・子育て会議の設置について、ちょっとその辺お聞きしたいんですけども。

○議長（奥田 誠）

住民生活課企画員、坂本君。

○住民生活課企画員（坂本 巖）

子ども・子育て会議の設置についてでございますが、平成24年8月に国におきまして子ども・子育て支援関連3法が成立しております。そうした中で、これによりまして、上富田町におきましても子ども・子育て支援に関する附属機関といたしまして、平成25年9月に子ども・子育て会議を設置してございます。構成委員といたしましては、条例によりまして委員15人以内の構成であることから、委員14人で構成し、町長が任命してございます。任命された方については、子どもの保護者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者、その他町長が必要と認める者となっております。そうした中、平成25年におきましては2回の子ども・子育て会議、26年度におきましては3回の会議、27年度につきましては1回の子ども・子育て会議を開催してございます。審議していただいたことといたしましては、子ども・子育て支援事業計画の策定、またはこれにつきまして審議していただいた中でご承認をいただきました。また、今後の子ども・子育て会議の予定といたしましては、来年度開所予定の小規模保育事業の認定、また、必要に応じて、今後、子ども・子育て支援事業計画の見直し等もでございます。

以上でございます。

○議長（奥田 誠）

2番、谷端君。

○2番（谷端 清）

そのところで、継続的な点検・評価、見直しをしていくというPDCAサイクルという役割がやっぱり大きくなってくると思うんですけれども、その辺どうでしょうか。

○議長（奥田 誠）

住民生活課企画員、坂本君。

○住民生活課企画員（坂本 巖）

定期的な見直し等、やはり継続的な審議というのは必要になるかと思えます。

○議長（奥田 誠）

2番、谷端君。

○2番（谷端 清）

あと最後に、第二保育所が7月、閉鎖されると思うんですけども、今後の多分課題だと思うんですけども、まだまだこれから考えていかないといけないと思うんですけども、その辺、お金のかかることもあるかと思うんですけども、今後の課題と考えてよろしいですかね、町サイドとすれば。

○議長（奥田 誠）

住民生活課企画員、坂本君。

○住民生活課企画員（坂本 巖）

既存の第二保育所につきましては7月末までの運営と、その後のことにつきましては今後の検討課題としたいと考えております。

以上です。

○議長（奥田 誠）

2番、谷端君。

○2番（谷端 清）

以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（奥田 誠）

以上をもって、2番、谷端清君の一般質問を終わります。

以上をもって一般質問を終わります。

---

## △延 会

○議長（奥田 誠）

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥田 誠）

異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

次回は、あす12月11日午前9時30分となっていますので、ご参集願います。

ただいまから、総務教育常任委員会、続いて議会運営委員会を開催していただくようお願いいたします。

固定資産評価委員の選任についての件でよろしくお願ひします。  
皆さん、どうも本日もご苦勞さまでございました。

延会 午後 2時50分